

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
1	文化企画課	熊本県立劇場	1. 募集要項について	指摘	<p>現在応募の条件について、熊本県が指定管理者制度の運用指針で定めている一般的な応募条件しか設定しておらず、組織的な条件を課していない。</p> <p>文化企画事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については応募段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で応募すべきである。人員体制についても評価項目に入っていることから、応募時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。</p> <p>今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。</p>	<p>文化事業については、資格制度があるわけではないため、職員の経験年数・実績等から判断せざるを得ない。また、指定管理者応募時の事業計画書における組織及び人員配置、類似業務の実績等により専門性についての審査は可能と思われるため、現段階でそうした条件は付していなかった。</p> <p>次回選定に向けて、類似実績や経験職員等も不在の企業が安易に応募できないように、応募条件にノウハウ(類似実績、経験職員等)を持った職員の有無や確保の見通し等の明確な条件を付することも検討する。</p>
2	文化企画課	熊本県立劇場	2. 指定管理料の算定方法について	意見	<p>今後、経費節減努力をさせ、よりよい管理運営を実施するモチベーションを高めるために、自己評価制度を導入することが考えられる。年度ごとに達成目標を立てさせ、これが達成できているかどうかを年度末に評価することで、毎年の役務提供レベルの向上を図る必要がある。自助努力でコストを下げた分については、インセンティブとして指定管理者に与え、それが自主事業に使用されることが望まれる。</p>	<p>指定管理者に対する管理・運営費等は、委託した業務条件をクリアし、その上で経費節減が図れた分に関しては、現在でも指定管理者が自主事業等に自由に使用できるようになっており、一定のインセンティブは働いていると考えている。</p> <p>なお、自己評価制度については、(財)地域創造が作成した「公立ホール・公立劇場評価指針」をもとに熊本県立劇場の果たすべきミッションをブレークダウンし、戦略目的、戦略(事業・手法)、評価指標・基準を定め、各項目に沿って平成19年度から実施中である。</p>
3	文化企画課	熊本県立劇場	3. 指定管理者選定委員の人選について	指摘	<p>評議員は理事の業務執行に対する諮問機関あるいはチェック機関であるが、財団の関係者であることから、選定委員に選出することは適切でないと考えられる。</p> <p>これは、平成20年度時点の運用指針においては、選定委員に指定管理者の役員等を選んではならない旨の規定が存在しておらず、明確に禁止していなかったためとのことであるが、選定委員会の第三者からの外見的独立性を確保するためには、選定委員の人選をもっと慎重にすべきであったと考える。</p> <p>なお、この点については、平成23年8月改正の運用指針においては明確に禁止されたことから、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会においては外部委員のみの人選に改善されている。</p> <p>また、学識経験者ということで流通経済研究所の役員を選出しているが、有している知識の内容としては財団の経営面等とのことから、財務専門家である公認会計士と領域が重なると考える。むしろ、利用者の代表等を選定委員に入れることで、利用者へのサービスレベルの向上につなげることが重要であると考えられる。</p> <p>なお、この点についても、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会では、利用者代表を選考委員に加えるよう改善されている。</p>	<p>第2期指定管理者の選定委員会(平成20年)の委員に指定管理者の役員「(財)熊本県立劇場の評議員＝県地域振興部次長」が就任していたが、これは熊本県立劇場の所管課である文化企画課が所属する部の責任者という立場で、公平・公正な審査を行うことを前提として就任したものであり、選定委員の選定に関して慎重な人選がなされなかったということではないと考えている。</p> <p>なお、平成23年度の選考委員は運用指針の改正に合わせて全て外部委員のみで構成され、そのうち1名は利用者代表に改善した。</p>

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
4	文化企画課	熊本県立劇場	4. 採点方法について	意見	<p>県立劇場は審査項目の細目ごとに点数を配分し、各項目については3段階評価で採点を行っている。三段階のうち、1は評価に値せず、ゼロ点となる。2は普通であり、配点の50%程度となる。3はもっとも高い評価であり、満点となる。</p> <p>このように3段階評価の場合、点数の開きが大きくなり、選定委員の細やかな判断は反映されにくいと考える。</p> <p>他の所管課においては5段階評価を採用する等、各部署によって運用方法がバラバラであることから、今後統一することを検討すべきである。</p> <p>なお、この点について、平成23年度の第3期指定管理候補者選考委員会においては、各評点の範囲内で任意の点数ができるように改善されている。</p>	平成23年度選考から審査では各評点の範囲内で委員の判断により、自由に点数が付けられるように改善済み。
5	文化企画課	熊本県立劇場	5. 管理運営経費の収支報告について	指摘	<p>財団からの事業報告総括表に記載されている管理運営経費の収支決算は法人全体の収支報告であり、協定に基づく施設としての管理運営経費の収支を正確には表わしていない。仕様書にも記載されているとおり、協定に基づく管理運営業務と財団の他の事業及び法人運営費は区分されるべきであり、少なくとも、役員会開催経費、役員報酬等の法人全般の運営に関する経費は除かれるべきである。</p> <p>財団は平成24年4月1日に公益財団法人へ移行の予定であり、平成20年度公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3区分により財務諸表が作成されることになる。したがって、平成24年度以降は法人会計部分の収支は除かれることになり、県立劇場の管理運営経費の収支状況をより適切に報告することになると考えられる。</p> <p>公の施設である県立劇場に指定管理者制度を導入したからには、所管課において本来の施設の管理運営経費の支出を把握する上でも、財団に対して仕様書に規定しているとおり事業を区分し会計処理するよう指導し、管理運営経費の収支報告の適切な報告を求めるべきである。</p>	<p>県立劇場は、指定管理業務委託契約に基づき、県立劇場の施設維持管理・貸与、使用料の徴収、文化事業等を実施している。これまで1法人、1指定管理施設であり、財団法人として、区分経理もなかったため、指定管理業務に係る会計と法人会計(法人運営全般に係る経費＝理事会・評議員会、予算・決算書作成、退職金等)を区分せずに、報告されていた。</p> <p>平成24年度からは公益財団法人に移行し、会計は、公益目的事業会計(文化振興に係る事業)、収益目的事業会計(文化振興以外に係る事業)、法人会計に3区分され、平成23年度の管理運営に係る業務報告においては、指定管理業務に係る事業[公益事業会計、収益事業会計]の収支は明確になっている。</p> <p>なお、口座の区分については、施設使用料の収納口座と財団口座は、区分されているが、財団口座については、業務会計と法人会計には区分できない。これは、法人会計(総務課職員の人件費など)は、机上の計算で按分されているためであり、現実に区分することは困難と考えている。</p>
6	文化企画課	熊本県立劇場	6. モニタリング体制について	指摘	<p>指定管理者については、年に一度実地調査を実施し、必要に応じて随時調査を実施する必要があるが、平成22年度においては実地調査を実施していなかった。</p> <p>指定管理者に対する実地調査と、出捐団体に対する検査の二つを実施する必要があるが、本年度は時間的な余裕がなく実地調査が実施できていなかった。</p> <p>必ずしも両者を別々に実施する必要はなく、一度にまとめて実施しても問題ないとする。同時に実施する等して工夫することで、両者を適時に実施する必要がある。</p>	<p>県立劇場に対する調査等は、①熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運営指針に基づく実地調査(毎年度実施)、②公益民法法人に対する立入検査(少なくとも3年に1回)、③財政援助団体等に関する監査(概ね3年に1回)等があり、本来であれば調査の目的も異なるため、計画的に個別に実施すべきであるが、日程等の調整ができない場合は、まとめて同時に実施することも検討する。</p> <p>なお、平成23年度においては平成24年3月に実地調査を実施済みであり、平成24年度も平成25年2月に実施。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
7	文化企画課	熊本県立劇場	7. 館長の勤務形態について	意見	<p>現在館長は非常勤であり、月に数回程度来熊している。ここ数年はNHK出身者等を館長として迎え、劇場の運営に対して人脈やノウハウを生かしてもらうことを期待している。しかし、このような役割は館長としての役職でなくても、顧問等の役職でも問題が無いと考える。</p> <p>むしろ、県立劇場の代表者である館長は、非常勤ではなく、常勤であることが望ましいと考える。</p>	<p>現館長の勤務形態については、(財)熊本県立劇場との雇用契約(採用時の招聘条件)に沿ったものとなっており、財団としては十分責任を果たしておられ、特に問題はないと聞いている。</p> <p>なお、館長として求められる役割並びに勤務形態等については、様々な意見もあることから今後、新たに館長を募集することとなった場合に、現指定管理者とも協議し検討を行いたい。</p>
8	文化企画課	熊本県立劇場	8. 前回指摘事項の改善状況について	意見	<p>指摘事項のうち、リスク管理マニュアルの作成についてはその必要性が十分理解されておらず、対応が未了であった。現在火災等の危機管理マニュアルは作成されており、これで十分であるとの認識であったようである。</p> <p>しかし、劇場を管理運営するに当たっては、施設の老朽化による事故のリスク、興業中止による損失発生リスク等、様々なリスクが想定されることから、災害のリスクだけでなく、より広い視点でリスク管理の方針をマニュアル化する必要があると考える。</p>	<p>リスク管理マニュアルの作成に関して、その必要性は十分に認識しているものの、参考となる事例が少なく作成に苦慮しているところである。なお、(社)全国公立文化施設協会が会員向けに平成20年3月に刊行した「公立文化施設の危機管理/リスク・マネジメントガイドブック」並びに東日本大震災により被災地の多くの公立文化施設が被害を受け、リスク管理の必要性が改めて見直されたことを受け平成24年4月に刊行された「公立文化施設のリスクマネジメントハンドブック」等を参考に検討し、平成24年度中に「リスク管理マニュアル」を作成する予定である。</p>
9	障がい者支援課	熊本県身体障害者福祉センター	1. 利用者調査について	意見	<p>センターでは、窓口にアンケート調査票を設置し、利用者が記入後回収ボックスに投函したものを集計しているが、質問は6項目で、内容はやや抽象的である。</p> <p>調査についての評価としては、調査期間も短く、質問事項も抽象的でモニタリングとして少し簡便すぎると思われる。当該施設を使用する人達は、一般的に弱者が多いため、要望を言いづらい立場の人が多いと思われる。従って、利用者の要望を出来るだけ沢山聞き出す必要があり、もっと充実したモニタリングを実施されることが望まれる。</p>	<p>平成24年度は、調査期間をより長くし、質問事項を具体的な内容に変更するなど、利用者の要望を可能な限り把握できるよう、アンケート調査の内容等の見直しについて、身体障害者福祉センター指定管理者と協議。平成25年3月から見直し後の内容により調査実施予定。</p>
10	環境立県推進課	環境センター	1. 公の施設としての必要性及び事業の直営について	意見	<p>熊本県環境センターは、水俣病の教訓を基にした環境学習を推進するため、併設する国立水俣病情報センター及び水俣病資料館と役割分担しながら環境教育・環境学習等を推進する県の施設であり、その必要性は認められる。</p> <p>また、環境センターでは水俣市を直接訪問し環境について学習する事業など水俣病を経験した本県の環境教育事業の中核をなしており、中立・公平性を確保し、これまでの環境教育事業の水準を維持し、国、水俣市と連携しながら業務を実施するには県直営で事業を実施することが必要である。</p> <p>なお、施設及び設備の維持及び修繕に関する業務について指定管理者制度を導入したことは、契約事務の簡素化、業務効率化によるコスト削減等の成果が見られる。</p>	<p>意見については、環境センターの必要性、県直営で事業を実施することの必要性及び指定管理者導入によるコスト削減等の成果について認めていただいたものであり、県としては引き続き取り組んでいくこととする。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
11	環境立県推進課	環境センター	2. コスト計算について	意見	<p>全体として、行政コストは減少傾向にあるが、その要因の主なものとして自主実施事業の減少による需要費・委託費等の減少が考えられる。県財政難の中、運営経費節減は重要であるが、それに伴い施設の提供サービスの質・量の低下が生じないかが懸念される。</p> <p>県としては環境教育の推進、調査研究及び改善、環境保全に関する指導を行える人材の育成、情報提供に必要なコストは今後ともに十分に確保したうえで事業を展開し、サービスを提供していくことが必要である。</p>	<p>行政コストの減少傾向による提供サービスの質・量の低下の懸念、及び、今後必要なコストを十分に確保したうえでサービスの提供等を行っていくことが必要との意見であるため、特段の改善措置はない。</p> <p>なお、本県としては、当該施設の目的である「環境学習」及び「環境情報提供」の拠点としての役割が担えるよう、今後も事業を展開していくこととしている。</p>
12	環境立県推進課	環境センター	3. 指定管理者の管理経費の収支決算報告について	指摘	<p>平成18年4月から指定管理者は㈱キューネットが指定されており、平成18年度以降各年度の管理経費の収支決算は収支差額がゼロとして報告されている。</p> <p>これは各年度の収支決算を見る限り、事務員等の人件費は計画(予算額)に対して実績額とは差額が生じており、各年度ともに業務管理費で調整し収支を一致させているためである。</p> <p>しかし、指定管理者からなされる管理経費の収支決算においては、各事業年度において協定に基づき実施し支出した業務の経費実績を報告すべきであり、また、指定管理者において本社の管理費用等を当該業務に配賦する必要がある場合には、県に提出した事業計画時の配賦基準をもって管理経費を報告するか、管理経費の配賦基準を見直した場合はその内容を報告すべきである。</p> <p>なお、管理経費の配賦基準が見直された場合には、所管課はその内容を点検・確認する必要がある。</p>	<p>指摘事項については、内容を確認し、経費の項目間の調整により委託料の範囲内で業務が可能であったものであり、特に問題はないと判断した。</p> <p>また、これまで、指定管理者から毎年度提出される事業報告書の中で管理経費の実績額について見直しがあった場合はその旨報告を受けているが、今後も、管理経費について計画額と実績額との相違がある場合については、その変更内容を点検・確認していくこととする。</p>
13	自然保護課	熊本県富岡ビジターセンター	1. 指定管理者の選定について	意見	<p>本施設は利用料金を徴収できる施設ではないことから、民間事業者が参入し難く、平成22年度の指定管理者選定手続きにおいては、茶北町以外からの応募がなく、結果として本施設の指定管理者は設置当初から茶北町のままである。</p> <p>地方公共団体から地方公共団体への指定管理が行われていることになり、「民間の能力を活用」という点で目的にそぐわないものとなっている。</p> <p>他に指定管理者への応募がないことを理由に、地方自治体への指定管理を続けていては、制度の目的から外れた運用となってしまう。制度の目的を達成できないようであれば制度導入の再検討や、施設自体の茶北町への移管も考慮すべきである。</p>	<p>今後、富岡ビジターセンターの管理運営は指定管理者制度によらず、その管理運営事務を茶北町に事務委託(地方自治法第252条の14)する方向で、町に意見照会しており、今後詳細について調整することとしている。</p>
14	自然保護課	熊本県富岡ビジターセンター	2. 選定委員の選定について	意見	<p>委員の欠席等により定員よりも著しく少ない委員数で判断が行われた場合は、審査内容の公平性に疑念を持たれる可能性がある。</p> <p>外部委員の選定に際しては、選定委員会の開催が予想される時期の予定を確認し、極力当日の欠席を避けるとともに、必要であれば補欠の委員を設ける、もしくは委員の交代を依頼する等の対応が考えられる。</p>	<p>今回の選定委員会においては、急きょ外部選定委員1名が欠席となり、審査の公平性を保つため内部選定委員数と外部選定委員数が同数となることを避けるための措置として内部選定委員を減らし選定委員会を開催した。</p> <p>なお、平成23年度以降の選考委員の選考方法に関しては新たに定められた選考委員設置要項に基づき選定することとしている。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
15	自然保護課	熊本県富岡ビジターセンター	3. 展示品の備品としての管理について	指摘	天草VCと同様の理由で、放映装置として大型スクリーンや液晶モニターが導入されているが、これらが展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。 県の所有する資産の範囲を明示しないことで、管理責任の分担があいまいになる可能性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。 展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。	展示品については、公有財産台帳に建物付属品として一括登録し管理することとするが、個々の展示品については登録できないため、備品台帳に準じた展示品台帳を整備し適切に管理を行うこととする。
16	自然保護課	熊本県天草ビジターセンター	1. 公の施設としての必要性について(天草VC・富岡VC共通)	意見	公の施設としての存続についてはやむを得ないと考えられるが、施設の大規模な改修や建替え等が行われる際には、その時点での利用状況等を考慮して、施設の維持継続を見直す必要があると考える。 また、本施設において経済効率性を優先して指定管理者制度を導入することは、指定管理者に対して負担を強いることになりかねない。このような施設で、指定管理者に対して施設の運営を包括的に代行させるのは難しいため、指定管理者制度の導入の是非自体を再検討するべきである。	今後、天草ビジターセンターの管理運営は指定管理者制度によらず、その管理運営事務を上天草市に事務委託(地方自治法第252条の14)する方向で、現在市と調整中である。
17	自然保護課	熊本県天草ビジターセンター	2. 選定時の採点方法について(天草VC・富岡VC共通)	指摘	指定管理者制度が浸透し、選定委員においても応募者からの提案内容を吟味し、それに即して採点することは可能になったものと考えられる。他の部署では審査委員が直接採点する事例もあることから、段階評価ではなく直接採点する方法に改めることを検討すべきである。	人事課からの通知「平成24年度の指定管理者選定に係る留意事項について(平成24年6月29日付け人第158号)」において、「審査における選考委員の採点について、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とする。(採点にあたって、3段階評価や5段階評価は行わない。)」という見直しが見され、これに沿った採点方法に改める。
18	自然保護課	熊本県天草ビジターセンター	3. 休憩所との一体管理運用について	意見	当施設の隣には、上天草市が所有している上天草市松島展望休憩所が設置されている。 両施設が一体的に管理されているのであれば、別々に指定管理者の募集を行うのは効率的ではない。 例えば、休憩所の施設を県が買い取り、もしくは休憩所を含めた施設管理全般を県が受託する旨、上天草市と契約したのち、両施設をまとめて指定管理者を募集するといった方法が考えられる。	今後、天草ビジターセンターの管理運営は指定管理者制度によらず、その管理運営事務を上天草市に事務委託(地方自治法第252条の14)する方向で、現在市と調整中である。
19	自然保護課	熊本県天草ビジターセンター	4. 展示物の管理について	指摘	展示物の一覧がないため、リスク分担項目における「施設、設備の損傷」「資料等の損傷」の責任があいまいになる可能性がある。 富岡VCの指定管理に関する協定書には、展示物の一覧が添付されているため、天草VCにおいてもこれと同様に展示物の一覧を作成し、協定書締結の際にもこれを明示することで、指定管理者が管理すべき展示物の範囲を明示するべきである。	天草VCの展示物一覧については、指摘のとおり協定書への添付が行われていなかったことから、第3期(H24. 4~H26. 3)の協定書内では、「天草ビジターセンター展示品構成リスト」として明示している。

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
20	自然保護課	熊本県天草ビジターセンター	5. 展示品の備品としての管理について	指摘	<p>展示品とされているものの中には、天草の自然を紹介するビデオの放映装置(液晶モニターや、ブルーレイディスク再生装置など)が含まれているが、これらは展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。理由は、「工事で設置した設備について備品登録は不要」との担当部局の見解に基づき、備品として登録を行っていなかったためであった。</p> <p>県の所有する資産の範囲を明示しないことで、上記4. 展示品の管理についてと同様に責任分担があいまいになる可能性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。</p> <p>展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。</p>	展示品については、公有財産台帳に建物付属品として一括登録し管理することとするが、個々の展示品については登録できないため、備品台帳に準じた展示品台帳を整備し適切に管理を行うこととする。
21	男女参画・協働推進課	くまもと県民交流館	1. 指定管理候補者選定委員会について	意見	<p>時間割では、各団体のプレゼンテーションが13分しか予定されていない。県が指定管理者に要求する事業の内容を考慮すると、応募者が事業計画の内容を13分で説明を行うのは不可能に近い。各団体の事業に対する考え方を理解するには、各団体のプレゼンテーションの時間を十分に予定すべきである。</p> <p>また、5団体の応募があり、選定委員がプレゼンテーション及び事業計画書の内容を十分に理解するための時間を確保するために、選定委員会は複数回開催すべきである。</p>	今年度実施した選考委員会(プレゼンテーション)では、事業計画を含む申請書類一式を選考委員会の10日前には選考委員に持参し、内容について十分説明を行った。今回は、プレゼンテーションを20分、質疑を10分程度設定し、選考委員が事業計画の内容を十分に理解できるよう努めた。
22	男女参画・協働推進課	くまもと県民交流館	2. 募集のスケジュールについて	意見	<p>平成21年11月5日の募集要項の配布及び募集公告から平成21年12月4日の申請書の提出期限まで1ヶ月余りしかなく、申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。</p> <p>県は、募集公告から申請書提出までの期間を長くすると共に業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。</p>	今回募集に係る周知期間は、人事課の方針を踏まえ、平成24年7月24日(火)から9月14日(金)までの概ね2ヶ月程度を募集期間とし、県公報やHPで周知した。また、8月上旬に現地説明会を開催し、質問期間については1ヶ月以上確保し、質問については随時HPで回答を行った。
23	男女参画・協働推進課	くまもと県民交流館	3. モニタリングについて	意見	<p>基準価格を積算した経費の積算額と平成22年度の実際に支出した経費額を比較すると、人件費、光熱水費及び事務局費の乖離が大きかった。</p> <p>特に人件費については、積算額36,732千円に対し実績額23,370千円と13,362千円(約36%)も下回っているにもかかわらず、要求されている業務に支障がでないのか疑問である。光熱水費については、電力会社との契約ワット数の変更の見直しが積算では考慮されていなかった。事務局費については、実績額の11,312千円はその一部しか基準価格の積算過程で予定されていない。</p> <p>基準価格を算定する時の県の積算額と実績額との乖離が多額な支出は、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積算額は適切だったのか検証すべきである。また、必要があれば委託料額の変更も検証すべきである</p>	<p>・人件費の積算額と実績額の乖離について、県は必要な役職、経験年数等により積算を行ったが、受託した指定管理者(NPO)の賃金基準や任用形態で積算していることにより大きな開きがあったこと、また、指定管理者の経理事務を本部の理事が無給で行っていたこと等によるものである。体制については、指定管理者に対して、業務を適正に遂行するために必要な、役職に見合う人材の雇用をはじめ、適正な人数の雇用や配置を行うように指導をしたところ、平成24年度から新体制とした。体制を整えたことにより人件費の実績額は増加している。</p> <p>・また、平成25年度からの指定管理募集に係る積算では、人件費については必要な役職、経験年数等により積算を行い、光熱水費や保守管理費等については過去2年間の実績を踏まえ、積算を行った。また、事務局費については、事務費として実態に即した項目を設定し、収支予算計画書を提案させた。今後は、上記内容を踏まえ、モニタリングの内容についても検討を行い、適切な運営管理が行われているか検証を行う。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
24	男女参画・協働推進課	くまもと県民交流館	4. 選定委員の採点について	意見	外部選定委員については、くまもと県民交流館の管理運営に精通しているわけではなく、選定委員会の開催時間内の短い時間で説明を受けすぐに採点するのは非常に難しいであろうと推察できる。そこで、応募者の公平性を確保するために、選定委員に対し今まで以上に時間をかけて具体的な採点基準についての説明を行い、採点基準の統一を図る必要があると思われる。 また、採点の結果、選定委員の採点にバラツキが生じている場合には、選定委員間での十分な意見の調整が必要である。	今回の選考委員会(プレゼンテーション)では、申請内容及び審査基準について、プレゼンテーションの10日前には各選考委員を個別訪問し、十分説明を行った。当日も再度審査基準について説明を行い、共通認識のもと審査をしてもらった。審査結果については概ね一致した見解であった。
25	男女参画・協働推進課	くまもと県民交流館	5. 一次審査について	意見	応募者が、申請資格の要件を満たす法人その他の団体であるかについて、一次審査を行うことになっているが実施されていない。資格要件は、指定管理者として公募するための最低要件を規定している。よって、一次審査は実施すべきである。	今回の申請については、一次審査の項目である、各申請書等のチェック及び暴力団排除に関する警察への調査を実施しており、その結果7団体とも欠格事項に該当する団体はないことを確認し、所属の意思決定を行った。
26	観光課	熊本県野外劇場	1. 公の施設としての必要性について	意見	平成18年度からの野外ステージの利用状況は年々増加傾向にはあるが、平成22年度は21件にとどまっており、ステージイベントはカントリーゴールド以外、ほとんどが数十名程度の利用にとどまっている。 現状での利用状況であれば公費を使って維持すべきか疑問であり、施設としてのあり方や運営方法の検討が不可欠である。	熊本県野外劇場は県民の文化の振興を図るために設置しており、特に、カントリーゴールドは、国内最大のカントリー音楽の祭典として、県内外から多くの参加者が訪れており、地域経済への貢献度も高い。また、カントリーゴールド以外にも参加者が2000名を超えるイベントも行われており、本県の観光・文化振興に寄与しているものと考ええる。 平成25年度からの次期指定管理期間においても、自主事業や利用者への助成事業に要する経費も措置しており、引き続き利用者増加に向けた取り組みを行う。 県としては、「ようこそくまもと観光立県推進計画(H24～H27年度)」における誘客施策の一つとして、大型コンサート等の誘致促進を掲げ、MICE等誘致促進事業を進めており、指定管理者との連携を図るとともに、阿蘇を背景とした絶好のロケーションや国内最大級の野外ステージという当該施設の「強み」をアピールし、更なるニーズの掘り起こしと県内外への誘致活動を強化し、利用促進を図っていく。
27	観光課	熊本県野外劇場	2. 指定管理者制度の有効性について	意見	指定管理者制度になって利用件数は少しずつ回復しているが、小規模の団体による定期的な催し等によるものであり、県外での誘致活動等を積極的に行うべきである。現状では指定管理者制度が有効に機能しているか疑問である。	現指定管理者は積極的な誘致活動や催事企画、情報発信を行っているが、利用件数の低迷は長期的な景気低迷によるイベントの自粛、スポンサーの撤退など外的要因による部分も多く、誘致の実績に繋がっていない面も多い。 利用件数は微増であるが、県内外における誘致活動は継続的に実施しており、指定管理制度は有効に機能していると考ええる。今後の更なる利用促進のため、指定管理者に対し、県内外への誘致活動を強化し、利用促進を図るよう指導した。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
28	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	1. 当初の指定管理者の選定結果の妥当性について	指摘	平成17年度の申請書類を確認したが、「人員については(財)グランメッセ熊本の人員を雇用する予定」との記載があり、申請時点では人員の確保ができていなかったことが推測される。にもかかわらず、人的能力の項目については(財)グランメッセ熊本と熊本産業文化振興(株)は他の応募者に比して高い評価を受けている。 文化企画事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については応募段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で応募すべきである。人員体制についても評価項目に入っていることから、応募時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。 今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。	次回選定に向け、参加資格条件の中に人員確保に係る規程方法を検討し、協定時にも体制を確認する。
29	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	2. 選定内容の妥当性について	指摘	平成22年度の選定委員会において、外部委員は全員次点の応募者の方を高く評価している一方、内部委員は全て指定管理者となった熊本産業文化振興(株)を高く評価している。結果的に内部委員の評価結果は指定管理者が次点を大きく上回る点数を付けていることから、熊本産業文化振興(株)が指定管理者に選定されている。 外部委員が指定管理者について高く評価していない項目についても、内部委員は高く評価しているが、どうしてこのように評価結果が分かれたか、判断根拠がわかる記録は残されていない。 今後、評価過程、判断根拠等の記録を残し、選定過程の透明化を強化する必要があると考える。	平成23年度の選定から選考委員はすべて外部委員となった。 次回選定に向け、審査において意見が対立した場合の考え方など、選定過程が明らかになるような記録等について検討する。
30	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	3. 助成金交付事業について	意見	助成金制度自体は指定管理者が実施している事業であり、熊本県が委託している事業ではないが、最低交付金額の算定基礎において支出項目として考慮されている以上、間接的には納付金の算定に影響している。 グランメッセとしての目的に合致する助成金であれば問題ないが、目的に合致しないイベントに対する助成は、最低納付金額の算定においては支出として認めるべきではなく、県に対する納付金を引き上げる必要があると考える。	助成金交付事業についてグランメッセの目的に合致しているかどうか、年度当初の事業計画書においてチェックするとともに、年度途中の新規助成金適用事業については事前相談を行うよう指導予定。また毎年度行う実地調査等において事業適用状況について確認する。
31	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	4. 提案書における類似施設の管理実績の記載について	指摘	熊本産業文化振興(株)はグランメッセ以外の施設管理実績がないことから、協力会社(再委託先)の管理実績を提案書に記載している。 これは同社の実績とはみなせない。共同事業体であればこのような記載も問題ないと考えますが、再委託先の実績を記載することは問題があると考えます。	申請者の実績としてはとらえていない。 施設運営方法として再委託を取り入れることと、その参考として説明されたものと考えているが、誤解がないよう改善する。



平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
32	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	5.納付額の最低価格の算定方法の妥当性について	意見	<p>算定方法は、まず「いくら出せるか」という視点で検討が加えられている。たしかに指定管理者が安定的に事業を継続できるようにするためには、無理のない範囲で負担金を納めてもらう必要があるが、そもそも熊本県としてはいくら納付金が必要であるかという視点が欠けている。</p> <p>また、財務分析については損益計算書の中身を検討しているが、ヒアリング等による詳細な検証はなされていない。</p> <p>さらに、5%の変動リスクについては、過去の実績等から決定されたものではなく、特に合理的な根拠はない。</p> <p>当該納付金制度は将来の施設の大規模改修等の発生に備え、毎期の収入の中から一部を積み立てておくことに趣旨がある。とすれば、まず将来の改修計画に基づいて本来各年度でいくら積み立てておくことが望ましいのか検討する必要がある。そのうえで、いくらなら指定管理者も負担できるのかという視点で検討がなされることが妥当である。</p>	<p>次回の指定管理者選定に係る納付額の最低価格については、財務諸表や大規模改修計画等を踏まえた合理的な納付額の算定方法を検討していく。</p>
33	くまもとブランド推進課	熊本産業展示場	6.指定管理者の財務状況について	意見	<p>債務超過となったとしてもすぐに倒産するわけではないが、安定的な会社の運営は困難になると考える。</p> <p>熊本県としては、債務超過になっても業務遂行がすぐ困難になるわけではないことから、納付金を納められるか否かで契約を解除すべきかどうかを判断すべきと考えているとのことである。しかし、重要なのは県民に対して安定的にサービスを提供できる体制を整えているかであり、指定管理者の選定の際には慎重に検討すべきである。</p> <p>また、契約期間の途中において債務超過に陥った場合、どのように熊本県として対応するか、方針を検討しておく必要があると考える。</p>	<p>指定管理者の選定は、選定委員が会社の財務諸表等の資料を踏まえ、県民サービス等の安定的な指定管理業務運営が十分可能と評価した結果であると考えている。</p> <p>単年度において債務超過となったとしても、単年度のみで考えるのではなく、指定管理期間全般にわたって評価することが必要と考える。</p> <p>但し、債務超過により破産や会社更生法の適用等で会社存続が危ぶまれ、指定管理業務が履行できない場合は、当然指定取り消しを検討していく必要があると考える。</p>
34	くまもとブランド推進課	観光物産交流スクエア	1. 管理運営経費の支出状況について	指摘	<p>毎年度の事業報告書を見ると、利用料収入の金額と管理運営経費の金額が同額となっている。</p> <p>利用料金のうちから管理経費を賄うというのは、管理運営経費を利用料金の枠でしか支出できないという趣旨ではないはずである。少なくとも収入と支出は別個に発生するのであるから、ある年度では収入超過、ある年度では支出超過となるのが通常である。</p> <p>指定管理者は当施設の他にも類似の施設を独自事業として行っている。法人会計全体では法人の独自事業と指定管理業務との費用振り分けの結果、指定管理業務では平成22年度で860千円の支出超過となっているとのことである。また、支出超過分は他の法人会計からの繰入により補填しているとのことであった。そうであれば、そのような事実を報告しなければ、事業報告書が運営の状況を正しく表していないことになる。今後は収支の実態を反映した報告書を作成する必要がある。</p> <p>なお、平成23年度からの事業報告書では現状を正しく反映した収支報告書を作成するよう、指導したとのことである。</p>	<p>指摘を踏まえ、改善済み</p>

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
35	くまもとブランド推進課	観光物産交流スクエア	2. 利用料金設定と利用料金制度について	意見	<p>利用者にとってみれば、売上総利益の3割を賃借料にとられるようでは当施設を利用して利益を継続的に確保するのは難しいであろう。運営経費をもとに利用料金を設定したこと自体には一定の整合性があると考えますが、施設本来の設置目的を考えた場合、料金設定が現状のままでの再検討が必要であると考えます。</p> <p>また、利用料金を引き下げることとなれば、上記「1. 管理運営経費の支出状況について」で述べたように現状では支出超過となっていることから、現行の利用料金制度での指定管理制度は維持できなくなるおそれがある。</p> <p>利用料金の再検討と合わせて、指定管理料への移行の適否も合わせて検討することが望ましい。</p>	<p>当該施設については、本年度末をもって共同店舗としての施設運営を取りやめ、次年度からは観光物産情報発信交流拠点施設としてリニューアルオープンする予定としており、その見直しの中で、使用料規定も見直すこととしている。</p>
36	くまもとブランド推進課	観光物産交流スクエア	3. 施設の設置目的と利用の現状について	意見	<p>物産、観光の振興を図るという目的は理解できるが、現実にはイベント等の利用が少ないため、施設を小間に分割して利用させているという現状を見る限り、この施設が当初想定していた目的と利用の現実とで乖離が生じているように思われる。</p> <p>次に、現実の目的として当施設は物品販売場所の提供を行うとした場合、観光客をターゲットとするのであれば、現状では、桜町の県物産館とは異なるスクエアの独自性がどこにあるのか、理解しにくい。</p> <p>一方、新規の物産品開発業者を対象とするのであれば、物産品の改良に生かせるような施設、あるいは新規物産品を積極的にアピールできるような施設でなければ、利用する業者にとっては利用価値が少ないと考えられる。</p> <p>現状での指定管理者の仕様書を見る限り、そのような利用を可能とするような内容とはなっていない。また、パレアのホームページにある「観光物産交流スクエア」のページは、実際には熊本県物産振興協会のサイトにリンクしているだけであり、新規物産品を積極的に発信しているとは言えない。</p> <p>このような実態を見る限り現状の施設利用のあり方では、当施設は「公の施設」とは言い難い。</p> <p>一方、指定管理者にとっても、純粋なビジネスとしてとらえれば、現状での指定管理者制度による管理受託は、小間利用の劇的な増加や利用料金の引き上げを行わない限り持続不可能である。</p> <p>今後は、直営化、類似施設との棲み分け、施設の統廃合といった施設運営のあり方を含めて指定管理者制度を再検討することが望まれる。</p>	<p>当該の施設の設置目的である、本県の物産、観光等の振興をより効果的に推進するため、現行の共同店舗としての運営を本年度末を持って終了し、平成25年上旬からくまモンを活用した観光物産情報発信交流拠点施設としてリニューアルオープンする予定。</p> <p>全国的にも人気のあるくまモンを活用することで、県内外からの集客が見込まれ、観光、物産等の情報発信を行うことで、周辺の観光、物産施設と相まって県産品の販売拡大、観光振興を図る。</p>
37	くまもとブランド推進課	熊本県伝統工芸館	1. 財政的効果について	意見	<p>財政的効果は、契約上の指定管理委託料の金額ではなく県の実質的な負担額をもって考えるべきである。ただし、利用料金制の導入は、指定管理者の運営努力により入館者が増加すれば収入増加に繋がるので、指定管理者の動機付けになるものと思われる。</p>	<p>財政的効果の算定については、以後御意見のとおり行います。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
38	くまもとブランド推進課	熊本県伝統工芸館	2. 入館者の減少について	意見	入館者数は毎年減少傾向にあり、平成22年度は5年前の平成18年度と比較すると約21%の入館者が減少している。 指定管理者指定申請書において、応募者自身の入館者の増加に向けた抜本的な取組みが計画書からは読み取れない。たとえば、県外の人気のある工芸家や工芸品に着目した企画を行うことにより、入館者が増えれば県内の工芸品もより多くの人の目に触れることができ伝統工芸館の設置目的も達成できると思われる。応募者自身の入館者増加に対する抜本的な対策を要望する。	指定管理者は、平成24年度については開館30周年記念事業として人間国宝展や巡回展を開催するなど、入館者増や新たな顧客獲得のための取り組みを行った。今後、一層の入館者対策について指導を行うとともに、次回の指定管理者募集にあたっては、入館者増加に対する抜本的な対策が提案されるよう当方が示す仕様書についても見直しを検討する。
39	くまもとブランド推進課	熊本県伝統工芸館	3. 一次審査について	意見	応募者が、申請資格の要件を満たす団体であるかについて、一次審査を行うことになっているが実施されていない。 従前の指定管理者1団体のみが、応募者であったことがその理由としてあげられるが、資格要件の充足状況は時の経過により変化している場合もあるので、一次審査は省略すべきでない。	次回から、一次審査を実施することとする。
40	くまもとブランド推進課	熊本県伝統工芸館	4. 基準価格算定について	意見	前回の指定管理者である伝統工芸館の人員構成、賃金、その他必要経費等を基に積算した基準価格を参考にすることはなく、他の施設等の人員構成、従事割合等も参考にし、最も適切な人件費積算方法を検討すべきである。	次回積算の際は、人件費積算方法等について他の施設についても参考にすることとする。
41	くまもとブランド推進課	熊本県伝統工芸館	5. 募集スケジュールについて	意見	募集のスケジュールが、募集公告から申請書提出までの期間が1ヶ月足らずと短く、新たに応募を検討している団体にとって非常に厳しい。 また、現地説明会は伝統工芸館において1回2時間程度で終了し、質問事項の受付はファックス又は電子メールで提出することになっている。これでは、新たに応募を検討している団体は、必要な情報が十分に入手できない。 県は、応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また各応募者が必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。	運用指針に基づき適正に実施する。
42	農林水産政策課	熊本県農業公園	1. 選定委員の選定について	意見	農業公社の役員を選定委員に選任するのは、選定委員会の公平性を確保するためには不相当である。選定委員の選任は、実質的及び外観的に公平性が確保できる者を選任すべきである。ただし、当該委員は、利害関係人として採点には参加していない。 平成23年8月の運用指針改正により、内部委員の廃止、委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹に關係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない旨が明確化され、運用されているため、今後はこのような公平性に疑念が生じる事態はないと考える。	既に全庁的な見直しとして、平成23年8月の運用指針の改正において、庁内委員の廃止及び委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない旨を規定し、それに基づき運用を行っている。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
43	農林水産政策課	熊本県農業公園	2. 選定委員の採点について	意見	外部選定委員については、農業公園の管理運営に精通しているわけではなく、選定委員会の開催時間内の短い時間で説明を受け、すぐに採点するのは非常に難しいであろうと推察できる。選定委員会の公平性及び信頼性の観点から、指定管理者の選考に当たり知識不足のまま採点とならないように配慮する必要があると思われる。よって、選定委員会開催までに外部の選定委員に対し、施設の管理状況及び申請者の事業計画について十分な説明の時間を確保することが必要である。	平成23年度の指定管理者選定作業については、選考委員が外部委員のみとなったことから、より十分な説明時間を確保するため、各委員を訪問し、制度の趣旨や考え方の説明を行ったことに加え、応募者から提出のあった申請書について、審査項目毎のチェックポイントや、申請書の記載箇所、事業計画記載概要をまとめた資料も併せて事前に配付し、各委員の知識不足とならないよう対応を行った。
44	農林水産政策課	熊本県農業公園	3. 基準価格の見積について	意見	基準価格と実績額に乖離がある科目が見受けられる。特に、清掃・植栽管理・警備費については、乖離額5,111千円と金額も大きくなっている。 これら経費科目は定期的に発生し支払うものであるため、基準価格の積算は過去の実績等を考慮すれば実際発生額に近い金額が見積もれる。基準価格と乖離した金額が多額な科目については、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積算方法に問題がないのか検証すべきである。 また、入園者数が減少している中、広告宣伝費は基準価格の約50%しか使われていない。より積極的に広報活動を行うように指導すべきである。	H20年度募集時の基準価格算定は、H18.19の実績額を参考に算定していたが、その後指定管理者において、H20年度に清掃委託については直営に変更し委託料減、植栽管理については区域に分けて委託していたものを公園全体で一括発注することで委託料を軽減したことにより実績額が減少したものの、H23年度の募集時の基準価格算定時には、H20以降の実績額を勘案し、乖離の生じないよう積算を行った。 また、モニタリング調査や施設状況調査等により、県の求める仕様により施設の管理運営が行われていることを毎年度確認している。 広告宣伝費については、H18.19の実績額を参考に基準価格を算定していたが、指定申請時の公社計画では、H21～23年度の取組として、費用対効果を勘案した広告スペースの見直しや、県・市の広報誌を活用すること等による節減によって、年間200～245万円の広告宣伝費として収支計画提案を行っている。そのため、H21の実績額(211万円)は、申請時の収支計画や事業計画にうたわれている広告宣伝の取組内容から乖離するものではないと判断している。 集客に結びつくような広告宣伝の取組については、今後指定管理者とともに検討する。
45	農林水産政策課	熊本県農業公園	4. 管理経費の縮減効果の配点について	意見	現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。各応募者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いため、各応募者の提案価格の差が極端に乖離しない限りは、管理経費の削減効果があったとしても得点差に結び付かない。 各応募者の管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。	当該算定方法については、運用指針に示された方法により採点を行っており、今後指針の見直し状況も踏まえ、より適切な得点方法の検討を行う。
46	農林水産政策課	熊本県農業公園	5. 募集のスケジュールについて	意見	平成20年11月14日の募集要項の配布及び募集公告から平成20年12月15日の申請書の提出期限まで1カ月余りしかなく、農業公園の事業内容を考えると申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。 また、現地説明会は熊本県農業公園で1回2時間程度しか行われず、質問事項の受付はファックス又は電子メールで提出することになっている。これでは、新たに応募を検討している団体は、必要な情報が十分に入手できない。 県は、応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、募集公告から申請書提出までの期間を長くすると共に業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また必要とする情報が十分に得られるように配慮すべきである。	当該募集期間については、指針の標準事務フローに示された処理期間に基づき設定しているものだが、今後指針の見直し状況も踏まえ、より適切な期間設定の検討を行う。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
47	森林整備課	熊本県阿蘇みんなの森	1. 公の施設としての必要性について	意見	全国植樹祭が実施されるなど、県民に森林及び林業に関する学習活動並びに森林を利用した保健及び休養の場を提供しており、県民の緑化意識を高め、森林愛護思想をかん養するためにも必要な施設と考えられ、また、モニタリングの結果からも公の施設として維持すべきと思われる。	県民の緑化意識を高めるため、アンケート調査の結果等を参考にしながら、更に利用の向上が図られるよう全国植樹祭の跡地等である本施設を維持管理していくこととした。
48	森林整備課	熊本県阿蘇みんなの森	2. 指定管理者制度の有効性について	意見	指定管理者の利用者数の増加に向けた取組みが不足している。自主事業として竹箸づくり体験や椎茸収穫体験を実施しているが、平成22年度の参加者は計86名にすぎず、しかも対象者を来園回数が複数の利用者や阿蘇市内の老人施設としているため効果が限定的である。ホームページの作成や県内の小中学校への学校行事への働きかけ等工夫すべき事はいろいろあると思われ、現状では指定管理者制度が有効に機能していないと考える。	指定管理者とも協議し、平成24年度から、ホームページ、小中学校等への訪問、チラシ等による阿蘇みんなの森の周知について、指定管理者との協定書の仕様書に記載した。業務内容を明確にすることによって、利用者増加に向けた指定管理者の具体的な取組の向上を図る。
49	漁港漁場整備課	牛深漁港漁港浄化施設	1. 選定委員の選任について	指摘	熊本県では委員の40%を女性とする県の計画があるため、農林水産とは専攻分野が異なる教育学部の教授なども選任されている。しかし、学識経験者として選任するのであれば、男女の区別にとられることなく専門とする人材を選任すべきである。	次回の選任からは、男女共同参画の観点から男女の比率に配慮しつつ、専門知識を有する人材を選任するよう務める。
50	漁港漁場整備課	牛深漁港漁港浄化施設	2. 配点方法による評価の逆転について	指摘	ある候補者の得点について委員の評価を個別に見たところ、ある委員の5段階評価での総評点は7点であり、別の委員のそれは8点であった。しかし、掛け目をかけた後の総得点は前者が26.7点であり、後者が25.7点となっている。すなわち、5段階評価では高い評価を付けた委員の採点が総得点では低くなるという逆転が生じている。 このような逆転が生じるのは、審査項目とその配点によって1段階の評価で得られる得点が異なるためである。つまり、小配点ではなく一括して配点された項目は相対的に1段階当たりの評価が高くなり、ここで高い評点を得られた方が総得点としては高くなる。 今回のケースでは落選した候補者に係る委員間の評点であったため、選定結果に影響を及ぼすことはないが、候補者間で接近した評点を争うような場合には選定委員の評価が正しく評点に表されない可能性もある。現在の評点付加方法を継続するのであれば、審査内容ごとの配点方法について注意を払う必要がある。	平成24年度以降の審査にあたっては、段階評価は行わず、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とするよう、全庁的に統一が図られることとなっている。 次回の審査では選考委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明し、配点枠内で採点を行うこととする。
51	漁港漁場整備課	牛深漁港漁港浄化施設	3. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて	指摘	当施設については平成22年度までの立ち入り調査についての記録が残っておらず、実地調査の内容及び結果についての検証ができなかった。調査記録を適切に作成し保管するべきである。	実地検査の内容及び結果についての調査記録については、適切に作成し、保管する。

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
52	漁港漁場整備課	牛深漁港漁港浄化施設	4. 指定管理者の導入とその効果について	意見	<p>危機管理とバックアップ体制を重視するのであれば従前地元の利用者で行っていた管理組合方式が最も妥当なものではないのかと考えられる。指定管理者制度を導入した意味はその点に関する限り薄弱なものと思受けられる。</p> <p>現状では利用者の利用料をはるかに上回る管理料が支出されているが、利用料の増加策や管理コストの削減等に関する議論が少ないように思われる。また、現状では経費と収入の差額を県が負担している形になっているが、収入と対比しない限り明らかにならない。</p> <p>仮に、牛深漁港の水質保全を公共の利益と捉え、県が相応の負担を継続するのであれば、そのような議論を尽くした上で利用料収入とかかった経費との差額を補助するなど、県が負担しているコストが明確になる形での運営を行うことが望ましい。</p>	<p>従前の管理組合方式より指定管理制度を導入した後の現在の施設管理経費の方が安価になっていること及び施設の自然災害の際等のバックアップ体制を考えると、指定管理制度の導入のメリットがあるものと考えている。</p> <p>本施設は、牛深漁港の水質環境を守るために設置された施設であり、なくてはならないものである。しかしながら、施設維持のために県が相応の負担を行っているので、今後、有効活用策等について多方面からの検討を行う。</p>
53	漁港漁場整備課	樋合漁港漁港利用調製施設	1. 施設を県が運営する必要性について	意見	<p>当該施設を利用するのは基本的には富裕層であり、熊本県民の大半は利用する機会がない施設と考える。このような施設を維持するだけでも毎年6百万円を超える支出が必要であり、今後も熊本県の負担なく独立採算で営業をすることは期待できない。当該施設の継続について検討すべき時期にきていると考える。</p>	<p>現在のところ、海上事故防止のために漁船と遊漁船を分離収容するという本来の目的は達成されており、継続が必要な施設である。なお今年度、魅力ある施設づくりについて検討を実施し、施設訪問者数増の目標値を設け、地元自治体と連携した周知活動やイベント等の実施にも取り組んでいる。</p>
54	漁港漁場整備課	樋合漁港漁港利用調製施設	2. 販売促進費の予算について	意見	<p>予算書においては、広告宣伝費として200千円～300千円の予算を組んでいるが、最終的には84千円程度しか支出できていない。業績が苦しいことから最も短期的影響の少ない広告宣伝費を削って他の支出に充てているものとする。</p> <p>しかし、中長期的には広告宣伝を十分実施しなければ、将来における集客は期待できない。広告宣伝については必要以上に削減することのないよう、指定管理者との協議を実施する必要がある。</p>	<p>指定管理者からの次年度事業計画書の提出や施設の実地調査に際し、広告宣伝のあり方(経費確保・手法)について協議を行い、必要な額については確保するなど改善を行った。</p>
55	漁港漁場整備課	樋合漁港漁港利用調製施設	3. 採点方法について	意見	<p>採点表は審査項目ごとに配点されており、5段階で評価したものを3倍にして点数化している。</p> <p>評価としては1段階の違いであっても、3倍されることから点差が開きやすくなる。また、審査において検討すべき内容として詳細な項目が記載されているが、これらの区分には配点されていないことから、各審査項目についてどのように評価されたのか詳細が分かりにくい状況にある。</p> <p>今後は検討すべき内容ごとに配点し、より詳細な評価ができるよう採点表を工夫することが望まれる。</p>	<p>平成24年度以降の審査にあたっては、段階評価は行わず、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とするよう、全庁的に統一が図られることとなっている。</p> <p>次回の審査では選考委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明し、配点枠内で採点を行うこととする。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
56	漁港漁場整備課	樋合漁港漁港利用調製施設	4. 指定管理者の財務内容	意見	<p>指定管理者の平成21年度の決算書において、売掛金の残高が13,324千円と、年間売上高63,061千円の5分の1弱に達している。決算書においては前受収益が16,164千円計上されており、利用料については大半は前受金で収受していると考えられることから、売掛金の残高は多く残らないと判断され、滞留債権の存在が疑われる。景気の悪化等から、利用料の滞納が発生している可能性があり、資金繰りを圧迫しているものとする。</p> <p>たとえ黒字化しても、資金が不足する場合、倒産のリスクがある。今後、熊本県の担当者も十分配慮し、資金繰りについて指定管理者にヒアリングを実施し、倒産のリスクを検討する必要があると考える。</p>	<p>指定管理者からの前年度事業報告書の提出に際し、決算の内容について確認したが、公の施設の利用料は適切に回収されており、長期間の滞納金はなかった。</p> <p>現指定管理者は「中期経営戦略」を定め、累積赤字の解消に向けた取組みを実施しているところであるが、公の施設の安定的な運営のため、今後とも指定管理者の経営状況については、適宜把握していく。</p>
57	港湾課	熊本港コンテナターミナル	1. 指定管理者制度の必要性について(八代港コンテナターミナル共通)	意見	<p>港湾のコンテナ施設を直接利用するのは運送業者であり、一般的には旅客施設を除き、住民一般が直接的に利用するわけではなく、その意味では広く住民一般が利用する際の利便性、質の向上とは関係のない施設である。</p> <p>指定管理者の募集状況についても、応募は従前から委託を受けていた1社のみであり、今後とも他に参加を表明する企業等があるとは見込めないとのことである。その意味では民間ノウハウの導入により利便性を向上できる性質の施設ではないと考えるべきである。</p> <p>指定管理者制度導入後は指定管理者の側から独自に管理運営内容を考慮し、指定管理料を提示する方式に変わっている。このため、県で積算した事業に係る支出と実際の支出目的が異なっている、仕様書の要件を満たす限りそれは指定管理者の裁量の範囲となってしまう。しかも利用の拡大、施設の有効利用にはつながっていない。</p> <p>このような状態で、県の施策目標が経済的、有効的に達成できるのか疑問である。</p> <p>現状では、熊本港コンテナターミナルは公の施設ではあるものの、必ずしも指定管理者制度を導入しなければならない施設であるとは考えにくい。</p>	<p>熊本港及び八代港については、現在のところ、港湾施設のうちコンテナターミナルについて指定管理者制度を導入しているところであるが、国土交通省は、港湾そのものに指定管理者制度を導入することは可能との見解を示していることから、港湾全体について指定管理者制度が導入可能かどうか検討する必要があると考えている。</p>
58	港湾課	熊本港コンテナターミナル	2. 港湾整備、管理運営の今後のあり方について(八代港コンテナターミナル共通)	意見	<p>港湾法の改正を受けて、地方港湾でも民営化の動きが始まっている。横浜港、名古屋港等では平成23年度中にも民営化の準備を終えるようである。</p> <p>現状では民営化の動きは限られた港湾のみであるが、いずれ地方港湾全体にも民営化の流れがくることも予想される。指定管理者制度の枠にとらわれることなく、将来の民営化を見据えた両港の将来図を構想しておくことが必要だと考える。</p>	<p>民営化については、民営化を検討しようとする港湾において、当該港湾における管理運営及び維持補修経費等よりも利用料金収入が上回ると予想される場合は、民営化に向けた検討を行う余地があるものと考えられるが、そうでない場合は、インフラとしての必要性から、公費を投入して維持すべき政策的施設として、引き続き県が管理運営を行っていく必要があると考える。</p>

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
59	港湾課	三角港波多マリーナ	1.三角港波多マリーナの多角的利用促進について	意見	不特定多数の住民の福祉の向上に寄与するという公の施設の意義と、波多マリーナが利用料金制をとっており、ある意味で独立採算的な指定管理の方法によっていることを考え合わせれば、将来的にはマリーナの使用許可や維持管理に止まらず、多角的な利用を可能にし、施設の効用をよりいっそう高めることの検討も必要と考える。条例の改正等が必要になる可能性もあり、簡単ではないだろうが、指定管理の内容、仕様について検討することが望まれる。	波多マリーナは、他の民間マリーナの設置目的とは異なり、三角港周辺の放置艇発生を防止するために設置された施設である。 しかしながら、多角的な利用を可能にし、施設の効用をより一層高めることについて検討する余地があるものと思われるため、他の港湾におけるマリーナ施設の状況等を参考にしつつ、また、港湾法第13条(私企業への不関与等)に抵触しないよう検討していきたい。
60	港湾課	八代港コンテナターミナル	1.指定管理料の見積と経費発生実績について	指摘	(1)責任者(管理職)以外の補助者に係る時間外手当が頻繁に発生しているが、時間外の発生に当たって責任者の承認等が行われておらず、業務を効率的に実施した上での時間外勤務なのかどうか判定できない。 (2)業務日誌には、役付手当が支給されている者(管理職扱い)の押印、記述等が一切ない。県のポートセールスへの協力・支援及びサービス向上の取組みとして港湾業者とのコミュニケーションや荷主・企業からの情報収集を通じた利用者意見の把握と対応という営業的側面の活動結果を表す帳票(営業日誌等)は確認できず、事業報告書においてもそのような活動結果に関する記述はない。また、実際の利用実績にもこれらの活動の成果は現れていない。 これらのことから、指定管理者の責任者が行っている業務は県が指定管理者側に期待した職能と異なっている可能性が高い。 (3)人件費に関する見積と実際支給額との間で相当の乖離が認められ、人件費見積積算総額10,578千円に対して、平成22年度支給実績では9,943千円(法定福利費を含まない)となっており、630千円の差異(経費マイナスの有利差異)が生じている。しかし人員別の見積実績比較では責任者の給与等で1,918千円の有利差異、補助者の給与等で1,283千円の不利差異となっており、補助者に係る人件費分の負担が大きくなっている。  以上の事項を総括すると、指定管理者の指定管理料の基準価格算定において行った人件費発生見積と人件費の実際の発生態様に大きな差異があるものと判断される。このことは、指定管理者が必要と認めて行っている実際業務のあり方と県が期待した業務内容との差異であると考えられるので、今後指定管理料の基準額見積に当たっては、実際の業務内容を正しく反映できるような見積を行うべきである。	人件費に関する見積については、財政課が示す「指定管理者制度導入に係る人件費の積算基準等について」により算定しているところであるが、当該基準については外部に公表しておらず、また、指定管理者である法人等の給与体系や水準もあることから、乖離が生じたものと考えられる。 次回募集(H25年度に募集)においては、実際の業務内容を正しく反映できるような見積りを行うべく、人員の配置基準や労務単価等の設定などを精査していく。
61	港湾課	水俣港緑地	1.一次審査について	意見	申請者が、申請資格の要件を満たす法人その他の団体であるかについて、申請書提出の過程で確認をしているとのことであるが、一次審査として決裁をとっていない。資格要件は、指定管理者として公募するための最低要件を規定している。よって、所定の手続に従い一次審査は実施すべきである。	水俣港緑地については、平成24年度からは都市公園として、都市計画課(景観公園室)が所管する水俣広域公園と一体的に管理運営がなされることとなった。 このため、平成23年度においては、都市計画課が次期指定管理者の募集を行ったところであるが、一次審査については所定の手続に従い、適切に実施された。



平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
62	港湾課	水俣港緑地	2.管理経費の縮減効果の配点について	意見	現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。応募者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いことを考慮し、各応募者の提案価格が管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。	「熊本県の公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に基づき、現在の算定式により得点を算定しているものである。 平成24年度から、提案価格に関する得点率が高くなる算定式例が全庁的に導入され、県の指定管理者制度に係る運用指針も見直される予定となっている。
63	港湾課	水俣港緑地	3.基準価格の見積について	意見	基準価格と平成22年度実績額を比較すると、特に樹木保護管理費は基準価格12,699千円に対して実績額8,107千円で4,592千円(36.1%)も基準価格を下回っている。また、基準価格の積算にはなかったその他経費2,218千円が計上されている。 当施設は、従来から県が管理しているので基準価格の積算は過去の実績等を基に、実際発生額に近い金額が見積もれると思われる。特に、樹木保護管理費は基準価格より多額の経費を節約していることに関しては、指定管理者が経費節約のために適切に施設運営を行っていないことも疑われる。また、その他経費に関しては適切な支出であるのか疑問が残る。 県は、モニタリングを通じて適切に施設運営が行われているか、もしくは基準価格の積算方法の間違いなのか検証すべきである。さらに、必要があれば委託料額の変更も検討すべきである。	樹木保護管理費の積算については、県では人件費を含めて樹木保護管理費を積算しているが、指定管理者においては人件費を別途計上し、樹木保護管理費に含めないという整理を行っているものである。また、指定管理者は樹木保護管理業務の一部をNPO法人等に再委託しており、当該再委託経費をその他経費として計上しているとのことである。 今回の意見の趣旨を踏まえ、今後、実績報告に係る項目及び内容について指定管理者と協議し、整理する。 なお、指定管理者制度を導入する前(H20及びH21年度)における当該緑地の維持管理経費は2か年度で約35,446千円であったが、指定管理者制度を導入したH22及びH23年度の指定管理委託料は33,000千円(基準価格は33,586千円)となり、経費的にも節減されている状況である。
64	都市計画課	水前寺江津湖公園広木地区	1. 管理経費収支決算について	指摘	(社)熊本県造園建設協会は水前寺江津湖公園広木地区と熊本県テクノ中央緑地の指定管理者になっており、両施設を兼任する職員の人件費の配賦基準や購入車両の処理が適切でなく、結果的に収支差額が過少表示されている。 収支差額が大きいからといって指定管理料の返還を要するものではないが、次回の指定管理者募集に参加する他の応募者に誤った情報を与える結果ともなりかねず、適正な収支報告が求められると同時に所管部署のチェックも必要である。 なお、委託料で主に施設の移動に使用する車両を購入し、その支出を計上することは適切でなく、所管部署は管理経費支出の内容を十分検証することが必要である。	指定管理者の本来業務(協会業務)と指定管理業務の経費区分を明確にし収支を適正にするように、平成23年8月に実施した監査において指導した。 なお、平成24年度からの指定管理者に対しては、備品の取扱いについて関係法令等に照らして適正に処理するように指導を実施した。
65	都市計画課	水前寺江津湖公園広木地区	2. 事業報告書の提出と所管課の管理について(熊本県テクノ中央緑地と共通)	指摘	事業報告書総括表が様式に従っていない年度がある。 指定管理者に対して所定の様式での事業報告を行わせるとともに、所管部署での適切な管理が必要である。	指定管理者から提出される事業報告書の様式等について、必ず所定の書式により提出するよう、平成23年8月に実施した監査において指導した。
66	都市計画課	水前寺江津湖公園広木地区	3. 公の施設として必要性について	意見	江津湖の自然環境を維持し、人が自然と接することができる公園としての運営がなされており、平成24年4月に熊本市へ管理権限が移譲されるため県の施設ではなくなるが、熊本市への移譲後も適切な管理運営がなされることが望まれる。	熊本市に移譲後は、熊本市都市公園条例に基づいた管理がなされる。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
67	都市計画課	熊本県テクノ中央緑地	1. 公の施設としての必要性について	意見	施設利用者は平日ほとんどテクノリサーチパーク勤務者の利用に限られるものの、休日には一般県民の利用も見受けられる。ただし、外部利用者用の駐車場の整備状況等を考慮すると、一般県民の利用を前提としているとは考えにくく、分譲時に入居企業の共有地とすべきであったと思われる。 施設の設置目的である県民の安らぎや憩いの空間、コミュニティーの形成の場としての活用について県として検討を行い、また、指定管理者においても様々なイベント開催等広くPRし県民の利用が増加するよう工夫していく必要がある。	指定管理者においては、年間計画において、様々な公園利用プログラムを実施し、公園利用者の拡大を行っている。 平成24年度から指定を行う指定管理者の選定においては、県民の利用増加を図るための利用プログラムの内容を重視したところである。
68	都市計画課	水俣広域公園	1. 公の施設としての必要性について	意見	この公園は水銀を封じ込めるため埋め立て、造成された土地に整備されている。その意味からも公の施設として維持していく必要性が認められる。 指定管理者は環境や健康をテーマとしたイベントの実施等更なるサービスの向上に努めていくことが望まれる。	平成24年度から指定を行う指定管理者の選定においては、県民の利用増加を図るための利用プログラムの内容を重視したところである。
69	下水環境課	熊本北部流域下水道	1. 競争性の確保について(球磨川上流流域下水道共通)	意見	熊本北部流域下水道施設、球磨川上流域下水道施設、八代北部流域下水道施設の申請者はそれぞれ1社であり、基準価格に対する協定価格の割合はいずれも98%を超えており価格面での有利さもない。 今後競争が起こりやすいような環境作りがなされなければ、サービスレベルの向上は望めないと考える。具体的には、指定管理者の業務内容を見直す等、参加条件を緩和することで、より多くの業者が参加できるようにし、競争性の確保が望まれる。	現行の参加要件においては、応募条件を満たす県内業者は8社程度存在し、現在の参加条件でも競争できる環境にある。 今後は、募集期間(周知期間)を長く取り、応募要件を満たす業者の参加を促したい。 また、参加要件においても、指定管理の業務内容を適正に執行できるように要件を精査し、あわせて、より多くの業者が参加できるように要件の緩和を検討する。
70	下水環境課	熊本北部流域下水道	2. 所管課の専門性向上の必要性について(球磨川上流流域下水道共通)	意見	県として指定管理業務に関する専門知識をより高めたうえで、様々な業者が参入してきても十分対応できるよう努力する必要がある。下水道管理施設は専門性が強いことから、所管課において特に契約面での専門知識の向上が望まれる。	協定書や仕様書等の内容に関する指定管理者との協議事項を蓄積していくとともに、他県の協定内容等の情報収集や下水道事業団研修の受講等により専門知識の向上に努め、次回の指定管理者募集において、より完成度の高い仕様書等の作成を行う。
71	下水環境課	熊本北部流域下水道	3. 下水道処理施設維持管理業の登録業者であることの確認について(球磨川上流流域下水道共通)	指摘	指定管理者の選定資料において、下水道処理施設維持管理業者の登録番号の記載はあるが、登録証のコピー等の紙面での保存がなされていない。 以前から継続して業務を受託している業者であることから、改めて確認はしていないとのことである。しかし、登録が継続されていない可能性もあることから、登録が現在もなされているか確認する必要がある。	H23の指定管理者選定時には、申請書の添付書類として登録証のコピーを提出させた。

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
72	下水環境課	熊本北部流域下水道	4. 選定委員の採点について(球磨川上流流域下水道共通)	指摘	<p>採点について、委員の中にはすべて4点を付けている委員が存在した。</p> <p>下水道管理施設は専門的知識が必要であり、応募者の専門的なプレゼンテーションの内容を理解できないまま評価がなされたためと考えられ、選定委員の人選が適切であったか疑問が残る。</p> <p>土木部の選定委員の人選方針は、内部委員3名、外部委員4名で、外部委員は施設区分ごとに3名+財務専門家1名であった。この施設ごとの3名については、施設の性質を反映させた委員の選定をする必要があるが、他の施設と共通の委員を選定しており、選定委員として十分な知識を有していなかったと考える。</p> <p>適切な選定を確保するために、今後専門的知識を有する選定委員の確保が望まれる。また、選定委員会の開催前に、技術面について検討する専門家委員会の開催についても検討する必要がある。</p>	<p>選定委員会については、H23の選定要領改正により、選考委員会に改められ、選考委員会は外部の有識者5名以上で組織することと改められた。</p> <p>選考委員の人選については、今後とも、学識経験者等から適切に選任するとともに、選考の際の評価方法等について十分に説明を行う。</p>
73	下水環境課	熊本北部流域下水道	5. 管理業務の契約相手について	指摘	<p>過去において複数の事業者で会社を設立させ、その会社が窓口となって業務を受託していた経緯は理解できるものの、契約相手となっている業者に業務を遂行できるプロパー職員が十分存在せず、大半を出向者で賄っている状況は、指定管理者としての応募条件を充たしているといえるか疑問である。また、実態のない会社が契約相手となった場合、業務に問題を起こしても、会社名を変えてまた指定管理者に応募してくるといったリスクが存在する。</p> <p>今後実際に業務を実施している、熊本環境技研(有)の株主である企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。</p>	<p>当該業者は、職員の大半が出向者となっているが、当該業者として業務を行っており、実態のない会社ではないと認識しており、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不的確であるとは言えないと考える。</p>
74	下水環境課	熊本北部流域下水道	6. 修繕費の予算執行について(球磨川上流流域下水道共通)	意見	<p>修繕費の予算は25百万円確保されており、これは公表されている。しかし、平成21年度の熊本北部流域下水道の支出実績では19百万円しか使用されておらず、熊本県側が要求する水準の管理がなされているか疑問である。</p> <p>適切な理由があって支出を抑えているのであれば認める余地もあるが、正当な理由なく他の経費項目に流用されているのであれば、指定管理者の契約違反となる可能性がある。</p> <p>現時点では修繕費について減額の検討がなされていないが、指定管理者に今後の契約期間の修繕計画を提出させ、合理性があれば減額は不要である等の取扱いを明確にすべきであると考えられる。</p>	<p>修繕費の金額については、一つの目安として県が指定管理者に示したものであり、その金額に基づいて、指定管理者は年度末に翌年度の修繕計画を立てて県に報告している。</p> <p>修繕費については、年度によって多寡があるのが通常であり、金額の多寡にあわせて、指定期間を通じて、適正に機能維持が図られているか、そのための修繕計画が適正であるかについて実地検査などにより確認していきたい。</p>

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
75	下水環境課	熊本北部流域下水道	7. インセンティブの付与について(球磨川上流流域下水道共通)	意見	<p>指定管理者制度においては、管理者の努力により経費を節減した結果生まれた利益については指定管理者の判断により使用できるものとする。しかし、決算書を見る限り収支は一致しており、収支差額は発生していない。</p> <p>これは利益が発生すれば、次回の指定管理契約において管理料を減額される恐れがあるためと考える。当初予算に対して人件費や雑費の実績額が増加していることから、これらの科目で調整がなされているものとする。</p> <p>しかし、このような状況では指定管理者の経費節減努力は起きにくく、指定管理制度を導入したメリットがあまりない。また、収支を一致させるために、実際にかかる以上の共通経費を配賦する等が行われたとすれば、これは問題であるとする。</p> <p>今後、適切な経費負担をさせるとともに、経費節減努力をさせるために、自己評価制度を導入することが考えられる。年度ごとに達成目標を立てさせ、これが達成できているかどうかを年度末に評価することで、毎年の役務提供レベルの向上を図る必要がある。自助努力でコストを下げた分については、インセンティブとして指定管理者に与えることで、努力を引き出す必要がある。</p>	<p>現在の協定においては、委託金額と比較して実績が下回った場合に差額を返還させず利益として認めている。</p> <p>また、H24～H28に係る指定管理に係る協定書においては、委託料の額の変更の要件について、流入予測水量の大幅な増減を記載し、要件を明確化している。</p>
76	下水環境課	八代北部流域下水道	1. 人件費に対する消費税の扱いについて	指摘	<p>平成22年度の収支実績を確認したところ、報告書において人件費を含む総支出額に対して5%を掛けて消費税額を算定している。人件費については非課税取引であることから、消費税の計算額に入れることには問題がある。指定管理者の報告書の作成に問題があり、今後改善指導をする必要がある。</p>	平成23年度以降の報告分については、御指摘のとおり改善指導を行う。
77	下水環境課	八代北部流域下水道	2. 管理業務の契約相手について	指摘	<p>業種としての過去の経緯は理解できるものの、契約相手と業務を実施している実態とが異なっている点は問題である。</p> <p>今後実際に業務を実施している、三協エンジニアリング(有)の株主である企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。</p>	当該業者は、職員の大半が出向者となっているが、当該業者として業務を行っており、実態のない会社ではないと認識しており、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不的確であるとは言えないと考える。
78	住宅課	熊本県営住宅	1. 選定委員の選定について (1)住宅管理等に精通した選定委員の必要性	意見	<p>県営住宅指定管理者が行う管理業務は、入居者の募集、入居者への指導及び連絡、県営住宅の明渡し手続、県営住宅の維持修理、駐車場の管理など多岐にわたり、それぞれの業務で法律等の専門的知識を必要としている。</p> <p>指定管理者への年間委託料は443,992千円と多額となっており、この重要な委託料を有効に活用するためには、指定管理者を選定するうえで住宅管理等に精通した者の意見を聴くことは必要と思われる。選定委員会外部委員の中に一人は住宅管理等に精通した者を選定するのが望ましい。</p>	住宅管理に精通した者として民間の賃貸住宅管理業者や関係団体からの選任は、指定管理の応募者となったり、応募者が団体構成者となる可能性があるため難しいと考えているが、それ以外の職種や分野で、御意見をいただいた要件を満たすようなものがあるか調査のうえ、次回以降の委員選任に向けて積極的に検討する。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
79	住宅課	熊本県営住宅	1. 選定委員の選定について (2)選定委員が住宅供給公社の役員を兼務していることについて	指摘	選定委員会の内部委員に住宅供給公社の役員に就任している県職員を選任するのは、選定委員会の公平性を確保するためには不適當である。選定委員の選任は、実質的及び外観的に公平性が確保できる者を選任すべきであり、当該委員が採点に参加していることは選定手続の公平性の観点からも問題である。 なお、平成23年8月の運用指針の改正において、「内部委員の廃止」及び「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にあるものが応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない。」旨が措置されている。	平成23年8月の運用指針の改正において、「内部委員の廃止」及び「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係がある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない。」旨が規定され、当該指針に基づき、選定をおこなった。
80	住宅課	熊本県営住宅	2. 基準価格の見積について	意見	前回指定管理者である住宅供給公社の人員構成を基に仕事の従事割合での人件費積算を参考にするだけでなく、民間の住宅管理会社等の人員構成、従事割合等も参考にし、最も適切な人件費積算方法を検討すべきである。	昨年度末に、3年間の指定を終えているため、民間事業者が指定管理者となっている熊本市を参考にするなど人件費の積算方法について、次回以降の選定作業の際に十分検討する。
81	住宅課	熊本県営住宅	3. 大規模修繕費について	意見	協定書第8条に規定されている、県と指定管理者とのリスクの分担は抽象的な表現となっており、具体的に大規模修繕費が発生した場合に、どちらが負担するのか必ずしも明確になっていない。 県営住宅は老朽化が進んでおり、大規模修繕の可能性が十分考えられる。大規模修繕費が発生した場合に、県と指定管理者との間に協議が必要となる場面が多くなる。 大規模修繕の費用負担については、金額基準等による明確な規定の検討が必要であると思われる。	現在は、修繕内容が多岐に渡り、一律の金額基準を設けることは技術的に難しいため、このような表記としている。 なお、指定管理の協定書に基づき、原則として住棟全体に及ぶ大規模修繕については県が、それ以外については精算方式としている維持修繕費の枠内で指定管理者が、県と十分協議のうえ行うこととしているが、御意見も踏まえ、具体的な金額の設定可能性については、再度調査のうえ、次回以降の募集に向けて検討する。
82	住宅課	熊本県営住宅	4. 募集スケジュールについて	意見	平成20年11月7日の募集要項の配布及び募集公告から平成20年12月8日の申請書の提出期限まで1か月余りしかなく、県営住宅管理の多岐にわたる膨大な業務量を考慮すると申請を検討している団体にとっては期間的に短すぎる。 募集要項の配布及び募集公告後に速やかに業務説明会を実施し、初めて参加する団体でも十分な検討ができるように質問事項の受付期間をできるだけ長く設け、各応募者が公平に申請準備ができるように配慮すべきである。	公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、全庁的な標準スケジュールに沿って実施しているため。 なお、平成24年度以降については、周知期間をより十分に確保するため、全庁的な選定スケジュールの見直しが行われることから、募集期間を概ね1ヶ月以上程度設けることとされたが、次回の募集に当たっては、業務量も考慮し、十分な期間を確保できるよう適切に対応したい。 おって、質問事項等については、業務説明会の場以外でも受け付けており、ホームページに回答を掲載するなど、可能な限りの情報提供に努めており、今後も引き続き実施する。
83	住宅課	熊本県営住宅	5. 質問事項の受付及び業務説明会について	意見	業務説明会を1回ではなく複数回実施し、その中で時間を十分に確保し質疑応答の時間を設け、かつ応募者が必要とする具体的な必要資料を提供し、指定管理者として管理業務に関与している者と新たに指定管理者に応募しようとする者との情報の格差を軽減し、公平に情報提供する必要がある。	業務説明会の開催に加え、質問事項等については、業務説明会の場以外でも受け付けており、ホームページに回答を掲載するなど、可能な限りの情報提供に努めており、応募者からも業務説明会の複数開催などの更なる情報提供の要望は特段寄せられていないが、応募者が急増し、業務説明会が1度では不足するような場合など、複数回開催の必要性が生じた場合には、御意見も踏まえ、適切に対応する。

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
84	住宅課	熊本県営住宅	6. 応募者の増加を図るための取組について	意見	<p>応募者が1団体しかなかった要因として、上記の「4. 募集スケジュールについて」や「5. 質問事項の受付及び業務説明会について」で記述したような要因が考えられる。</p> <p>県は、指定管理者の応募者の増加を図るため、これまで以上に応募を検討している団体に対して公平な立場で対応し、業務説明会や質問の受付に対して十分な時間を確保し、また、必要とする情報が十分に得られるように従来以上に配慮すべきである。</p>	<p>平成23年度の募集では、2団体からの応募があり、応募者は増加している。</p> <p>なお、御意見いただいた事項については、十分留意のうえ、今後も更に応募者が増加するよう引き続き必要な情報提供等を行う。</p>
85	住宅課	熊本県営住宅	7. 管理経費の縮減効果の配点の見直しについて	意見	<p>現在採用している算定式では、提案価格がゼロ円に近付かないことには高得点にはならない。各申請者の提案価格が基準価格と極端に乖離するとは考え難いため、各申請者の提案価格の差が少ないと管理経費の削減効果があったとしても得点差に結び付かない。</p> <p>各申請者の管理経費の削減効果に応じて得点差がつくように、採点方法の見直しが必要である。</p>	<p>平成24年度から、提案価格に関する得点率が高くなる算定式例が全庁的に導入され、県の指定管理者制度に係る運用指針も見直される予定となっている。</p>
86	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	1 公の施設としての必要性について	意見	<p>本施設の性格は教育施設としての面により重点を置くべきと考えられる。</p> <p>ここで、減価償却費を除く利用者一人当たりのコストを考えると、平成22年度の場合、1人当たり3,000円程度の経費負担を求めなければ採算は取れない。</p> <p>利用者の大半が学生・児童である状況下で、これだけのコストを利用者に対して求めると、特に子供の多い世帯にとっては負担が大きくなり、教育の機会の不均衡につながる恐れもある。</p> <p>したがって、本施設については完全な民間への譲渡や事業の廃止はなじまないものと考えられる。</p>	<p>熊本県立青少年の家は、熊本県立青少年の家条例第1条に定めるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、海や川、山などの自然に恵まれた環境の中で、野外活動を中心とする集団生活や体験活動を通じて、子どもたちの「生きる力」を育むなど、健全な青少年の全人的育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資するために設置した施設である。</p> <p>国においても、新学習指導要領で学校教育における自然体験活動など各種体験活動の充実を求めるとともに、年間1500万人が利用し青少年の体験活動を推進する原動力となってきた公立青少年教育施設(青少年の体験活動の場)の確保を課題として取り組んでいる。</p> <p>したがって、県立青少年の家は完全な民間への譲渡や事業の廃止はなじまないと考えており、今後も引き続き公の施設として運営していく方針である。</p>
87	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	2 施設運営の効率性・有効性について (1) 職員の配置について	意見	<p>職員の平均年齢が指定管理者制度導入後大幅に若くなっている。来所者への指導・助言を行う専門職員・指導員の場合、それに応じた資格や技術に加え、ある程度の経験が必要とされる場合もあるものと考えられる。</p> <p>そこで、施設の繁忙期(施設にもよるが主に夏～秋にかけて)において、県職員が施設に赴いて、経験の少ない専門職員を指導・助言することが考えられる。これにより、施設に勤務する職員のスキルアップに資するものと考えられる。</p> <p>また、派遣された職員が施設の状態を観察し、所管課に報告するようにすることで、指定管理者による施設の運営状況のチェックや問題点の把握、改善策の策定等にも役立つものと考えられる。</p>	<p>社会教育課が熊本市を除く県内小中学校を対象に実施したアンケートでは、職員が若返ったことで子どもとのコミュニケーションがうまくとれているという反面、指導の面でやや物足りないとの意見が伺えた。(平成23年9月13日調査)</p> <p>指定管理者は、内部研修として毎年全体研修を実施しているほか、接遇、人権、法令遵守等をテーマとした自主ゼミを年4回実施し、またイベント時の相互応援を通じて職員のスキルアップを図っている。一方、県としても、指定管理者職員に教育委員会主催の社会教育主事研修会(年間3回)を受講させ、教育的事業効果の向上を図ってきたところである。</p> <p>平成24年度から5年間の指定(以下「今回の指定」という。)にあたっては、施設間の人事交流や、委託業者を含めた全ての関係職員の研修を実施することを指定管理者に求めており、施設利用者へのサービス向上を図ることとしている。</p> <p>なお、施設の繁忙期における県職員の現地指導の実施については、県職員が企画や文書事務について電話や電子メール等で常時指導を行うことに加え、月例報告時や年数回の施設視察時に実地指導することで、同程度の教育効果の向上を図ることができるものと考えており、実施していくこととしている。</p>

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
88	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	2 施設運営の効率性・有効性について (2) 利用者の平準化と料金設定について	意見	<p>冬季における稼働率を上昇させるために冬季料金を設定し、冬季利用の増加を図ることが考えられる。</p> <p>条例上、利用料金は定められた料金の1.3倍を上限として設定ができる。そこで、冬季のみ一般利用者の利用料金を下げ、夏場と比較して利用しやすい料金を設定することで、冬季の利用者の増加と夏季に集中する利用者の分散が期待できる。</p> <p>また、料金面のみでの利用者の誘引を図るだけでなく、冬季にしか体験できないイベントの立案等、別の集客努力も図る必要がある。</p>	<p>利用者の多くは学校利用であるが、学校の狙いは主に年度当初の子どもたちの「絆づくり」であるため春から夏に利用が集中し、学年のまとめの時期になる冬の利用は少ないのが現状である。</p> <p>したがって、冬季の利用者の増加を図るためには、冬季利用料金の引き下げよりも、冬季の利用者の新しい開拓・掘り起こしに重点をおくべきと考えており、今後、集客の幅を広げるための企画立案等の集客努力を指定管理者に求めていく。</p>
89	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	3 選定作業終了後の選定委員の就職状況について	意見	<p>選定委員がその任務の終了後に、指定管理者の役員等に就任することが、全ての場合において否定されるものではない。ただし、選定委員会の公平性に疑問を抱かれるリスクを回避するため、選定委員会を開催する前に、</p> <p>(1) 応募者と利害関係がないこと (2) 指定管理者選定後において、指定管理者として選定された者との間で一定期間は利害関係を持たないことを、書面にて確認を取ることが考えられる。</p> <p>なお、平成23年8月に改正された現在の運用指針第6(1)③では、選定委員が審査に参加する際の条件として、「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は当該施設の審査に参加できない。」と規定している。</p>	<p>今回の指定手続においては、ご指摘のとおり運用指針に基づいて、選考委員に対し、委員就任依頼時及び選考委員会開催前のそれぞれの時点で、口頭で当該事実の有無を確認して事務を進めたところであり、選考委員会の公平性の確保として十分であると考えている。</p> <p>また、選考委員の任務終了後については、指定管理者にすれば、内部チェックのために選考委員になるような有識者を役員に任用したいという考え方も理解できるので、今のところ選考委員に対し選考後に指定管理者の役員になることを制限することまでは考えていない。</p>
90	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	4 指定管理者の審査について	意見	<p>選定委員会の審査における最低必要点数等の要件は設定されておらず、今回の案件のように応募が1件しかない場合、審査基準における「住民の平等な利用の確保」において「否」と判断されない限り、他の審査項目の点数が低くてもその応募者が選定される可能性が高く、実質的に競争原理が働かない可能性がある。</p> <p>現行の運用指針第4(2)②より、審査基準において最低基準点数を定めることは可能である。したがって、提案内容について一定基準以上の評価点数が得られなかった場合には、候補者として選定しないことができるように審査基準に定め、応募者に対しても、事前にその旨を応募要項等で明示しておけばよいものとする。</p>	<p>今回の指定手続においても、最終的に応募は1件のみであり、審査基準には最低基準を設けていなかった。</p> <p>運用指針の改定により、今回の指定から、指定管理者候補者の選定は選定委員会で候補者を決定するのではなく、県(熊本県教育委員会指定管理者制度運営会議)が、選考委員会の意見を踏まえて選定することとなった。</p> <p>今回の選定では最低基準点数を定めていなかったが、選考委員会と運営会議の二重のチェックが働いており、適正に指定管理候補者が選定されたものと考えている。</p> <p>なお、次回(平成28年度)の募集にあたっては、最低点数基準を設定するかどうか検討することとしたい。</p>

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
91	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	5 指定管理者内における責任分担について	意見	本案件の場合、NPO法人ひとつくりくまもとネットが人員の派遣と施設のソフト面での業務を主に行い、株式会社三勢が施設のハード面での管理を主に行うとされているものの、その範囲が明らかではなく、場合によっては施設で事故等が生じた場合に共同体内での責任の所在があいまいになる可能性がある。県としてもそのような事態になるリスクを看過していたのではないかと指摘がなされる可能性もある。 県と指定管理者との間でリスク分担等を明確にしているのと同様に、指定管理者の構成団体間での責任分担を応募書類の中で明示するようにすることが考えられる。	今回の指定手続においては、申請の段階で指定管理者の構成団体間でのリスク分担表の提出を求めたところである。
92	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	6 指定管理者に対するモニタリングについて (1)事業報告書に対するモニタリングについて	指摘	集まれボランティアの事業について、収支報告書に不備があった。「法人補助費」がマイナスの収入として表示されている。本来であれば収入合計は総額で表示し、収入と支出の差額を表示することが正しいはずである。 これは報告書の作成者が収支差額がゼロとならなければならないと錯誤して、報告書を作成したことにより生じた形式的なものであると考えられる。このような誤りは事業報告を適切に閲覧していれば検出できるレベルの誤りであり、指定管理者からの事業報告に対するモニタリングが十分に機能していなかったものと判断される。 事業報告書のうち形式的にチェックが可能な箇所については項目立てをし、チェックリストとしてまとめ、報告書の閲覧時にチェック漏れがないようにする等の対策が必要である。	平成21年度は指定管理者制度となった初年度であり、月報報告様式の記載内容は確認していたが、ご指摘のとおり、その根拠資料(各事業の収支報告書等)の内容までは十分に確認できていなかった。 そのため、平成22年度から根拠資料の確認まで行うこととし、平成23年度には報告様式の見直しのほか、指定管理者側に根拠資料との突き合わせを徹底させ、適正な事業報告を指導してきた。 その結果、平成22年度及び平成23年度の事業報告書には、ご指摘のような誤りは生じていない。 平成24年4月に指定管理者の統括事務所が設置され事務処理体制が拡充されたこと、及び継続的に事務指導を実施していることから事務能力の改善が見られるが、今後、チェックリストも作成して確認漏れがないよう指導していくこととする。
93	社会教育課	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	6 指定管理者に対するモニタリングについて (2)立入調査時の指摘事項の文書化について	意見	立入検査を行い指示も行っているとのことであるが、その指示内容等が文書化されておらず、具体的にどのような指示を行ったかが確認できない。 立入調査等を行った結果発生した指摘・指導事項については文書化し、その後の改善状況までモニタリングできるようにすべきである。	これまで、指定管理者に対しては口頭指導により事務改善を求めてきたところであり、ご指摘の立入検査時においても同様であった。 今後は、指導をより徹底するため、立入調査等を行った場合に指摘あるいは指導した事項については文書で記録し、その後の改善状況までモニタリングできるようにしていくこととする。
94	文化課	熊本県立美術館分館	1 美術館分館への指定管理者制度の導入について	意見	平成22年度より分館の貸し展示場運営及び施設管理に指定管理者制度を導入したことにより、特に分館に係る人件費削減が達成され、合わせて利用料金制を採用したことで入場者数及び使用料ともにこの5年間の最高を記録するなど民間の能力を活用し、サービスの向上と経費削減が果たされており導入の効果が認められる。 一方で美術館本館については企画展、共催展の開催や美術品の収集・調査研究等の業務があり、専門的な職員が不可欠であり、県職員が業務を実施していくことが妥当であると考えられる。	特になし



## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
95	文化課	熊本県立美術館分館	2 指定管理者の募集期間について	意見	募集期間には年末年始が入っており実質的な募集期間としては短く、広く募集の周知が行われたか疑問が残る。特に新規に指定管理者制度を導入する場合には十分な周知期間が必要であり、施設に関する情報も十分提供される必要がある。また、現地説明会も1回の開催(今回の募集では年末の12月25日に開催)ではなく複数回開催するなど応募者に余裕をもった申請が出来るよう配慮する必要がある。	平成24年度に第2回目の指定管理候補者選考を行うが、公募に係る事務を早期に開始し、関係機関との協議を重ねて円滑な事務処理が図られるように努めるとともに、公募期間が十分確保できるよう努める。 また、現地説明会についても、応募者からの要望があれば複数回開催できるよう柔軟に対応する。
96	文化課	熊本県立美術館分館	3 指定管理料の基準価格について (1)基準価格の算定について	指摘	基準価格の算定において、設備管理費及び水道光熱費の委託料根拠は、価格面での競争が十分機能していない指名競争入札での実績が反映されており、結果として基準価格が高く算定されている。 指定管理者の平成22年度設備管理費支出実績19,724千円を見ても、設備管理費の中での個々の経費支出の入り繰りはあるものの、平成21年度での一般競争入札での実績19,206千円に近似している。また、指名競争入札での3ヶ年実績を見ても、平成18年度の26,166千円から平成20年度の24,591千円と1,575千円削減されており、県として経費削減を図っていたことが伺える。 指定管理者制度導入の目的の一つには管理経費の削減があり、委託料の基準価格を算定する際には十分その趣旨を踏まえ算定すべきであり、一般競争入札での平成21年度実績を基に基準価格を算定する方が合理性があった。	平成24年度の公募事務に係る基準価格の算定については、できる限りの項目を平成21～23年度の実績値を基に算定することにし、財政課と協議を重ね適正な基準価格を求めることに努める。
97	文化課	熊本県立美術館分館	3 指定管理料の基準価格について (2)基準価格算定での指定管理者のインセンティブについて	意見	今回の基準価格では上記(1)に記載した基準価格の算定に問題があると考え、指定管理者に対するインセンティブは必要であり、人件費や施設管理維持費、水道光熱費等施設の管理運営に直接支出する経費と事務費は区分し、事務費については管理運営に直接支出する経費総額のたとえば5%とするなど基準を明確にし算定する必要があると考える。	基準価格の算定を求める際に、各項目ごとの算定基準を十分検討し、財政課と協議を重ね適正な値を求めるよう努める。
98	文化課	熊本県立美術館分館	4 指定管理者における物品の管理について	指摘	県は管理運営に関する協定書第3条第1項に規定しているとおり、指定管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳を提示し、指定管理者に管理させることが必要であり、指定管理者が協定書及び仕様書に従い県所有の物品の管理がなされていることを確認すべきである。 なお、分館の物品等については美術館本館の職員が台帳に基づきチェックをしているとのことであったが、平成23年11月9日の現地調査時に台帳(平成23年6月29日現在配置場所毎整理表)に記載されている物品の所在確認ができないもの、平成23年6月28日に廃棄されたビデオテープレコーダー装置が整理表では処理されていないなどの問題点も見られた。また、分館守衛室の監視カメラについては映像録画システムが故障しており修理が不能であった。防犯上も問題があり設備の更新を実施する必要がある。 指定管理者は備品管理業務の実施状況を報告し、県はその内容を検討し評価すべきである。	協定書第3条第1項の規定のとおり、指定管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳を提示して管理させることとし、指定管理者において備品台帳と物品の確認を行った。なお、県の備品管理システムの修正については既に行われている。今後は、県でも実施検査の機会等を利用して管理状況を確認し、物品の適正な管理徹底を図るよう努める。 守衛室の監視カメラの故障に関しては、その修繕に要する経費を財政課へ要望し予算措置が図られるよう努める。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
99	文化課	熊本県立美術館分館	5 指定管理者が購入した物品について	指摘	<p>指定管理者からの管理業務に関する収支報告書では、備品の購入支出1,180千円は計上されておらず、経費としてこれら備品の減価償却費が254千円計上されている。</p> <p>指定管理者は事業計画及び予算において備品購入を委託料の中に織り込んでおり、今回の備品購入に関しては委託料により物品を購入したと判断できる。仮に指定管理者が自己資金で備品購入したとしても、指定管理業務1年目で多額の収支差額(余剰金)が収支報告書で発生しており自己資金で取得したとは考え難い。この点からも所管課は指定管理者が報告してきた管理経費の支出内容を十分検証することが必要である。</p> <p>県としては協定書第3条第3項及び管理業務仕様書第13「財産の帰属等」に従い県の財産として管理する必要がある。なお、今後指定管理者が購入した物品の所有権の帰属に関しては指定管理者と十分協議のうえ明確にし、対処していくことが必要である。</p>	指定管理者が購入した物品については、協定書及び仕様書に基づき十分協議を重ねて、財産管理を明確にするよう努める。また、指定管理者の収支報告の内容についても、検証を行い改善を要する点については、指定管理者に対して改善を求める。
100	文化課	熊本県立美術館分館	6 県のモニタリングについて	指摘	<p>県は指定管理者のアンケート調査結果を美術館協議会に付議し、聴取した意見を基に検証することになったいたが、美術館協議会からの意見聴取を怠っていた。</p> <p>平成22年度は指定管理者導入初年度ということもあり、所管課における協定書や仕様書に基づく十分なモニタリングがなされていない点が見られたが、今後は十分留意する必要がある。また、実施した実地調査については運用指針に示された項目ごとに結果を文書として残し保管しておくことが必要である。</p> <p>なお、平成23年度から指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし運用するように改善している。</p> <p>また、上記の「5. 指定管理者が購入した備品について」でも記載したように管理経費の収支の内容については所管課においても十分検証する必要がある。</p>	平成23年6月の県監査事務局の定期監査で指摘を受け、その後、指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし運用するように改善に努めてきた。平成22年度にできなかった美術館協議会からの意見聴取も平成24年1月に実施した。今後も美術館本館と連携し、指定管理者事務が円滑に図られるよう努める。
101	文化課	熊本県立美術館分館	7 駐車場の有料化について	意見	<p>県としては分館の駐車場は展示品搬入等で使用されるものとしており、入館者のための駐車場としては考えていない。</p> <p>本館の入館者は二の丸の有料駐車場を利用していることとの整合性を考えれば、展示品搬入以外の入館者の利用については駐車場の有料化を検討することも必要である。</p> <p>なお、一部に美術館分館の入館者以外の駐車があることが報告されており、駐車場の管理も指定管理者の業務として明確にし、有料化がなされていない現状では美術館入館者以外の駐車がないよう駐車場管理を徹底すべきである。</p>	駐車場管理については、指定管理者に対して今後も引き続き徹底するよう努めることとし、施設利用者からの苦情等の解消及び有料化等の課題については、関係者と協議を重ねて改善を図れるよう努める。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
102	文化課	熊本県立美術館分館	8 前回指摘事項の改善状況について	意見	分館の施設の有効利用については、実技講習やボランティアの研修会場として活用の取組みがなされているが、4階厨房は4年前と同様に全く使用されていない状況であり、3階会議室の利用も少ない。 今後も施設の有効活用を促進する工夫が必要である。	4階厨房施設は、喫茶室用としては本格的で面積が広すぎるため、喫茶室運営者の利用希望がない状況である。しかしながら、施設の有効利用については、今後も協議を重ねていくよう努める。
103	体育保健課	熊本県民総合運動公園	1. 指定管理者の募集、選定スケジュールについて(体育保健課所管6施設共通)	意見	募集から選定までの期間が2ヵ月不足であり、選定委員が6施設で18団体の事業計画書等の申請書類の内容を十分検討するにはかなりの無理があると考え。 選定委員会の開催日についても、1日で2施設8団体のプレゼンテーション及び質疑応答を実施した日もあり、応募者が十分に事業計画等につき説明の機会を与えられたか疑問が残る。 このように、所管課において複数の施設の指定管理者の選定作業が同年度に実施される際には、十分余裕のあるスケジュールを組み、選定委員に対しても申請書類の内容を十分検討する時間の確保が出来よう配慮が必要と考える。	意見を踏まえ、次回選定(公募)時には余裕のある日程を組むこととする。
104	体育保健課	熊本県民総合運動公園	2. 選定委員会の内部選定委員について(体育保健課所管6施設共通)	指摘	応募者の団体の役員等に就任している内部職員を選定委員に選任することは、選定委員会の公平性及び透明性を確保するには不適切である。また、当該委員は利害関係者として本来採点に参加すべきではないが、採点を行っていたこと自体不相当である。 なお、(財)熊本県スポーツ振興事業団の理事及び評議員に就任していた県職員5名は平成23年3月31日付けで辞任している。 県では、平成23年8月に運用指針を改正し、内部委員の廃止、委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹に関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない旨を明確化する措置がなされており、今後はこのような公平性に疑念が生じる事態はないと考える。	平成23年8月の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」改正により、改善済み。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
105	体育保健課	熊本県民総合運動公園	3. 管理運営経費の収支について	意見	<p>平成18年度以降の管理経費の収支状況を見ても、平成22年度の施設改修による休園の影響を除くと指定管理者が年々自主事業収入を伸ばし積極的な運営に当たっていること、並びに施設の維持管理、修繕及び管理運営を適切に行っていることが理解できる。</p> <p>ただし、平成19年度、平成20年度及び平成21年度については、指定管理者からの提出された管理経費の収支状況報告を所管課で点検・調査し、収支内容の一部修正が行われ管理運営評価票が公表されており、熊本県立総合体育館と同様に修正過程の資料等は保存されておらず、指定管理者から修正後の管理経費の収支状況報告も入手していなかった。</p> <p>また、当該各年度の公表された管理運営評価票の「4. 管理経費の収支状況」の「点検・調査結果及び評価」においても特段の記載はされていなかった。</p> <p>所管課は点検・調査した結果は文書として保存し、管理運営評価票にその結果と評価を記載すべきである。</p>	意見を踏まえ、平成24年度実施の「平成23年度管理運営評価」において改善する。
106	体育保健課	熊本県民総合運動公園	4. 県のモニタリングについて(体育保健課所管6施設共通)	指摘	<p>所管課の各施設における改修工事等が実施されたこともあり、十分な実地調査がなされていない。</p> <p>熊本県立総合体育館の「Ⅱ. 監査の結果及び意見」にも記載しているとおり、実地調査は県が実施するモニタリングの中でも重要なものであり、運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。</p> <p>なお、所管課においては、平成23年度より実地調査の実施につき年2回(8月及び1月)実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。</p>	平成23年8月及び平成24年3月に実地調査を行い、調査結果については文書で保管している。
107	体育保健課	熊本武道館	1. 施設の必要性について	意見	<p>本県の武道はこれまで剣道・柔道ともに優秀な人材を輩出しており、熊本武道館の設置目的を果たしており、また、今日、青少年の躰・精神修養は教育現場での重要なテーマでもあり、県民の心身の健全な発育に寄与しているものと考えられる。</p> <p>しかし、熊本武道館は建設からすでに40年を経ており施設の老朽化は否めない状況である。施設利用者が丁寧な利用に努め、また、日々の管理も適切に行われていることから40年経過した施設としての整備状況は良好であると考えられるが、施設としての安全性や機能性を保持し競技大会や講習会を実施して行くには今後5年から10年の間には施設の建替えが必要となることが想定される。県は熊本市とも協議の上、熊本武道館の今後のあり方を検討すべきである。</p>	意見を踏まえ、財政状況を考慮しつつ、関係部局とも協議のうえ、熊本市との協議等について検討する。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
108	体育保健課	熊本武道館	2. 選定委員について	意見	平成22年度での所管課の指定管理者選定施設は6施設に上り、選定委員のスケジュール調整等困難な面があることは理解できるが、武道館という施設の特殊性を考慮すれば、武道館の設置目的である武道の振興普及、武道愛好家の利用促進という観点からスポーツ関係有識者枠の外部選定委員には武道指導者、利用者代表の委員が選任されるべきである。 それぞれの施設においてその特殊性が考えられ、施設の有効活用、利用者の利便性の面から施設の特殊性に関して専門性を有する委員や利用者を委員に選任する必要がある。	意見を踏まえ、次回選定(公募)時に改善を検討する。
109	体育保健課	熊本武道館	3. 備品台帳について	意見	熊本武道館の現地調査を行い備品の管理状況を確認したが、指定管理者の現品の管理状況は良好であったが、所管課が作成する備品台帳には数量の記載がなく複数の備品を別の場所に設置してあることから台帳上の確認ができなかった。 所管課は備品台帳作成に当たって設置場所等を考慮し、数量欄を設ける、設置場所欄を設けるなど工夫する必要がある。	意見を踏まえ、設置場所・数量欄を記載した備品台帳を作成済みである。
110	体育保健課	熊本県立総合体育館	1. 指定管理者の選定に関して(1)募集期間及び選定委員会での審査時間について	意見	応募団体の中には今回の指定管理者へ初めて応募してきた団体もあり、それらの団体の取組みを15分のプレゼンテーション及び15分の質疑応答で選定委員が判断するにはかなり無理があるように感じられる。事前に選定委員には事業計画等の応募書類と事業計画の概要版を配布しているとのことであったが、各団体が提出した応募書類は50頁を超える内容のものがほとんどであり、特に新規に応募してきた団体に対してはプレゼン及び質疑応答の時間をもっと設けるべきである 審査結果にも記載した通り、選定委員会では次点団体(新規応募者)は提案価格が一番低く施設の管理運営に係る経費の内容は評価されたが、当該施設の効用を最大限に発揮するための具体的手法や施設の安定的な運営に関して指定管理候補者が勝っているとしている。ただし、その具体的な内容については選定委員がどのような質疑応答をして判断したか質疑内容等の議事が保管されていないため確認できなかった。 選定委員のスケジュール調整が困難であり、出来る限り効率的に実施しようとすることは十分理解できることではあるが、応募者に十分な説明の時間を確保し、更なる公平性を保持し指定管理者の選定を進めるべく配慮が必要である。	意見を踏まえ、次回選定(公募)時に改善を検討する。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
111	体育保健課	熊本県立総合体育館	1. 指定管理者の選定に関して (2)配点基準について	意見	<p>今回の応募4団体の中で指定管理候補者に選定された団体は指定期間5年間の提案価格が608,150千円と最も高く、一方で次点団体は一番低い提案価格565,163千円を提示しており、指定管理料だけ見ると次点団体が7%削減していることになる。</p> <p>しかし、運用指針に規定されている得点算出方法で配点されているため、各委員15点の配点に対して指定管理候補者の得点は0.8点、次点団体の得点は1.8点と配分点数に対して極端に低い点数となり、得点差も1.0(1.8-0.8)と少なく、選定委員会での「提案価格は一番低く施設の管理運営に係る経費の内容は評価された。」という結果が十分に反映されているとは考え難い。</p> <p>公の施設においては管理経費削減がすべてではないが、現行の算定方法では提案価格と基準価格の差が大きくなると配点された得点に対する算定得点が上がらないため、他の選定項目の審査項目の得点が相対的に高くなる結果となっている。応募者の経費削減に対する取組みが評価される配点に改めるべきである。</p>	指定管理施設全体の問題であるため、関係課と協議する必要があると思われる。
112	体育保健課	熊本県立総合体育館	2. 県立総合体育館の備品について	意見	<p>スポーツ施設として県立体育館で常備し、利用者が使用するトレーニング機器やスポーツ用品については、本来県が購入し常備所有し、指定管理者に管理させることが必要であり、県の所有に属する備品として整理することが必要である。</p> <p>県では財政削減の中トレーニング機器等の更新が出来ず、やむを得ず指定管理者が運営上必要と考え一部の備品につきリース物件として体育館に設置したものと考えられるが、今日の会計の考え方では備品のリース取引は実質的には備品購入と同じ効果があるとされており、リース料が指定管理者の委託料から支出されているのであればリース終了後のリース物品は委託料で購入し取得した備品と同じことになる。</p> <p>なお、平成22年度においても財団は157,500円の備品を委託管理料の中から購入支出しており、県へ提出された事業報告書総括表及び所管課が作成した管理運営評価票の管理経費の収支状況では保守契約等として施設管理費の支出として報告され、県の点検・調査結果及び評価においては「収入の範囲内で業務を適切に執行しており、評価できる。」とされているが、収支内容の検証が不十分である。</p> <p>このように県立体育館には多くのスポーツ用品、トレーニング機器があり、それらの備品の帰属を明確にし適正な管理運営をしていくためにも協定書や仕様書において指定管理者の備品購入及びリースについて取り扱いを明確に規定すべきである。</p>	意見を踏まえ、購入価格、耐用年数、利用頻度等により、県で整備すべき備品と指定管理者が整備しても良い備品について検討するとともに、今後、仕様書等への備品に関する取扱の記載についても検討する。

## 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
113	体育保健課	熊本県立総合体育館	3. 管理経費の収支状況の検証について	意見	<p>平成18年度以降の管理経費の収支状況を見ても、平成22年度を除き指定管理者が年々スポーツ教室等の参加者を増やし自主事業収入を伸ばし積極的な運営に当たっていること、並びに施設の維持管理、修繕及び管理運営を適切に行っていることが理解できる。</p> <p>なお、指定管理者からの管理経費収支状況の報告内容を所管課で点検・調査し、平成19年度、平成20年度及び平成21年度については一部修正して管理運営評価票に記載し公表されているが、指定管理者からの報告内容の修正過程の資料が残っていなかった。修正過程の内容を示す資料の保存は必要であり、また、指定管理者からも収支状況の修正報告を提出させる必要がある。</p> <p>また、所管課ではこれまで指定管理者の計画(予算)と実績の差異は検証していないとのことであり、指定管理者が計画した施設の管理運営が適切であることを補完するためにも計画(予算)差異については内容を検討していくことが望まれる。特に施設管理費や修繕費については計画の進捗状況を確認し、指定期間を通じて必要な施設の維持管理がなされていることを検証することが重要であると考ええる。</p>	<p>意見を踏まえ、指定管理者からの報告内容について修正が生じた場合は、修正課程の保存及び修正報告書を提出させるよう改善する。</p> <p>また、モニタリング実地調査等において、事業計画の進捗状況の確認を行うよう改善済みである。</p> <p>なお、指定管理期間を通じた維持管理状況の検証については、当課だけの問題ではなく、指定管理施設全体の問題であるため、関係課と協議する必要があると思われる。</p>
114	体育保健課	熊本県立総合体育館	4. 県のモニタリングについて	指摘	<p>平成20年度から平成22年度にかけて施設の改修工事の実施、備品購入など所管課で対応すべき事項が多く、また、平成22年度では所管している指定管理者制度導入6施設の指定管理者の選定作業もあり、担当する2名の職員では十分な対応が取れなかったことが考えられるが、実地調査は県の実施するモニタリングの中でも重要なものである。</p> <p>運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。</p> <p>なお、所管課においては、平成23年度より実地調査の実施につき年2回(8月及び1月)実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。</p>	平成23年8月及び平成24年3月に実地調査を行い、調査結果については文書で保管している。
115	体育保健課	熊本県総合射撃場	1. 公の施設としての必要性について	意見	<p>完全な民営は難しいため、公の施設としての運営はやむを得ないと考えられる。ただし、実際に利用可能な競技人口が限られていること、基本的に採算が見込めないものであることを考慮し、少しでも効率的な運用が可能となるよう、積極的な大会の誘致や、競技可能な人口の裾野を広げる努力が求められるものと考ええる。</p>	意見を踏まえ、指定管理者に対し、利用拡大の取組について指導を行っている。

平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	所管課	公の施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
116	体育保健課	熊本県総合射撃場	2. 指定管理者の選定手続きにおけるリスク分担項目の設定について	意見	<p>県は指定管理者に対し銃弾に使用されている鉛に起因する環境汚染が生じていないか、指定管理者に対してモニタリング(地下水に含まれる鉛の量の測定等)を求めている。</p> <p>仮に重大な環境汚染が生じた場合、施設(鉛を拡散させないような施設構造の採用・維持や、鉛回収のための設備)に起因する場合、管理者(鉛回収の頻度や回収後の鉛の管理)に起因する場合等が考えられるが、その際のリスク分担につき、現行のリスク分担では明確になっていない。</p> <p>このようなリスクは、他の施設では生じることのない射撃場固有のものであり、事前に募集要項で明示されていなければ、責任の所在があいまいになる可能性があるとともに、リスクの開示が事前になされていなかったことを理由に指定管理者がリスク負担を拒否することも考えられる。</p> <p>指定管理に際して、当該施設に固有なリスクは事前に洗い出した上で募集要項内のリスク分担表の上でも明らかにし、応募者全員に周知した上で募集するようにすべきである。</p>	意見を踏まえ、次回選定(公募)時に改善を検討する。
117	体育保健課	熊本県総合射撃場	3. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて	意見	<p>「1. 公の施設としての必要性について」で述べたとおり、本施設の効率的な運営には、大規模大会の誘致による利用効率の向上が必要であり、上記のように利用者数が大きく減少する事象は効率的な運営に重要な影響を与えるにもかかわらず、その理由が管理運営評価票に明記されていない。</p> <p>管理運営評価票は施設の運営状況のモニタリング結果を記録するだけでなく、運営状況を県民に広く開示するための資料でもある。施設の効率的な運営に大きな影響を与えるような事象が生じた場合には、これを管理運営評価票にも記載して県民に開示すべきであるとする。</p>	意見を踏まえ、平成24年度実施の「平成23年度管理運営評価」において改善する。